

第3期

# 大郷町 子ども・子育て支援 事業計画



令和7年3月  
大郷町



## はじめに

急速に進行する少子化や家族形態の変化、就労の多様化など、子どもや子育てを取り巻く環境は日々、大きく変化し続けています。

本町においては、令和2年3月に策定した「大郷町第2期子ども・子育て支援事業計画」に基づき、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業等の充実を図り、「一人ひとりが考え 子育てを地域で支える すくすくゆめの郷・おおさと」を基本理念とし、その実現に向け、積極的に取り組んでまいりました。



この間、国においては、「こどもまんなか社会」の実現に向けた政府の司令塔としてこども家庭庁の発足（令和5年4月）、子育て世帯への包括的な支援のための体制強化等に向けた「児童福祉法等の一部を改正する法律」（令和6年4月）、ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化、全てのこども・子育て世帯対象の支援の拡充、共働き・共育ての推進等を掲げた「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」（令和6年10月）が施行されました。また、令和6年6月に成立した「子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」では、「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」と法律の題名が改められました。

この「大郷町第3期子ども・子育て支援事業計画」は、現行計画を点検・評価し見直すとともに、国の動向を踏まえて策定したものであり、第2期計画の取組を継続していくため、「一人ひとりが考え 子育てを地域で支える すくすくゆめの郷・おおさと」を基本理念として掲げています。この実現に向け、今後も積極的に取り組んでまいりますので、町民の皆様の一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり貴重なご意見やご提言をいただきました大郷町子ども・子育て会議の委員の皆様をはじめ、アンケート調査やパブリックコメントにご協力をいただきました町民の皆様、関係者の皆様に心からお礼申し上げます。

令和7年3月

大郷町長 田 中 学



◆◆◆◆ 目 次 ◆◆◆◆

第1章 計画策定の趣旨等	1
1 計画策定の背景と趣旨	1
2 法令の根拠と他の計画との関係	2
3 事業計画の期間	3
4 策定体制	3
5 SDGs（持続可能な開発目標）について	4
第2章 本町の子ども・子育て環境の整理	5
1 子ども・子育て家庭を取り巻く環境	5
(1) 人口の推移	5
(2) 世帯数の推移	6
(3) 出生数の推移	7
(4) 合計特殊出生率の推移	8
(5) 女性の就業率の推移	9
(6) 児童相談所相談受付件数	10
2 計画期間における人口推計	11
(1) 推計人口	11
(2) 推計児童人口	11
3 認定こども園、保育園及び地域子ども・子育て支援事業の状況	13
(1) 認定こども園の状況	13
(2) 保育園の状況	14
(3) 地域子ども・子育て支援事業の利用状況	15
4 計画策定のためのアンケート調査結果の概要	23
(1) 調査の目的	23
(2) 実施概要	23
(3) 結果概要	23
5 子ども・子育てを取り巻く環境について	36
(1) 共働き世帯の増加等に伴う子育て支援体制の充実	36
(2) 地域等における子育て支援	36
(3) 子どもと保護者の健康の確保	36
(4) 仕事と子育ての両立支援	37
(5) 子どもの事件・事故等の被害防止	38
(6) 支援が必要な方への支援の充実	38
第3章 計画の基本的な考え方	39
1 基本理念	39

2 基本目標	40
基本目標 1 地域における子育て支援	40
基本目標 2 子どもと保護者の健康と健やかな成長	40
基本目標 3 仕事と生活の調和の実現	40
基本目標 4 子どもの人権の尊重と安全・安心の確保	40
基本目標 5 特に支援を必要とする子どもや家庭への支援	41
3 施策の体系	42
第4章 子ども・子育て施策の展開	43
基本目標 1 地域における子育て支援	43
(1) 教育・保育サービスの充実	43
(2) 地域における子育て支援サービスの充実	44
(3) 子育て支援のネットワークづくり	46
基本目標 2 子どもと保護者の健康と健やかな成長	47
(1) 子どもと保護者の健康の確保	47
(2) 児童の健全育成	50
(3) 次世代の親の育成	51
(4) 家庭や地域の教育力の向上	52
基本目標 3 仕事と生活の調和の実現	53
(1) 仕事と子育ての両立の推進	53
(2) 男女共同参画社会の形成	53
基本目標 4 子どもの人権の尊重と安全・安心の確保	54
(1) 子どもの人権の確保	54
(2) 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進	55
(3) 子どもの交通安全を確保するための活動及び環境の充実	56
基本目標 5 特に支援を必要とする子どもや家庭への支援	57
(1) 障がい児対策の充実	57
(2) 子どもの虐待防止対策の充実	58
(3) 心の問題を抱える子どもへの対策	59
(4) ひとり親家庭等の自立支援の推進	60
(5) こどもの貧困の解消に向けた対策	60
第5章 事業量の見込みと確保方策	61
1 教育・保育及び地域型保育	61
(1) 教育・保育給付	61
(2) 教育・保育提供区域について	62
(3) 教育・保育及び地域型保育の「量の見込み」と「確保方策等」について	62
2 地域子ども・子育て支援事業	65
(1) 地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」と「確保方策等」について	65

3	放課後児童対策パッケージを踏まえた取組の推進	72
4	教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保	72
第6章	計画の推進	73
1	計画・事業の周知	73
2	関係機関との連携・協働	73
3	計画の実施状況の点検・評価	74
資料編		75
1	計画策定までの経過	75
2	大郷町子ども・子育て会議条例	76
3	大郷町子ども・子育て会議委員名簿	78
4	用語解説	79

大郷町の子育て支援関係情報は、下記の二次元コードからご覧いただけます。

○ 町ホームページ「子育て支援ガイド」



<https://www.town.miyagi-osato.lg.jp/soshiki/kodomo/kosodatesiengaido.html>



# 第1章 計画策定の趣旨等

---



# 第1章 計画策定の趣旨等

## 1 計画策定の背景と趣旨

平成24年8月に「子ども・子育て関連3法」が成立し、①質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、②保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善、③地域の子ども・子育て支援の充実を目指す「子ども・子育て支援新制度」の制定を受けて、本町では「大郷町第二次新長期総合計画」を最上位計画とする「大郷町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子育て施策の推進に取り組んできました。

平成28年5月には「児童福祉法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第63号)が成立し、児童虐待について発生予防から自立支援まで、一連の対策のさらなる強化や市町村及び児童相談所の体制の強化を図ること等が定められました。その後平成29年6月には待機児童の解消等を目指す「子育て安心プラン」が公表され、同年12月には幼児教育の無償化を目指す「新しい経済政策パッケージ」が閣議決定されました。さらに、平成30年9月には「新・放課後子ども総合プラン」が策定され、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の整備・充実が位置づけられました。「新・放課後子ども総合プラン」の終了後も「放課後児童対策パッケージ」を踏まえた取り組みが求められています。

また、令和5年4月には「こどもまんなか社会」の実現に向けた政府の司令塔として、こども家庭庁が発足しました。令和6年10月には、ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化、全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充、共働き・共育ての推進等を掲げた「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」が施行されました。

また、児童虐待の相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況を踏まえ、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等を行うため、令和6年4月には「児童福祉法等の一部を改正する法律」が施行されました。

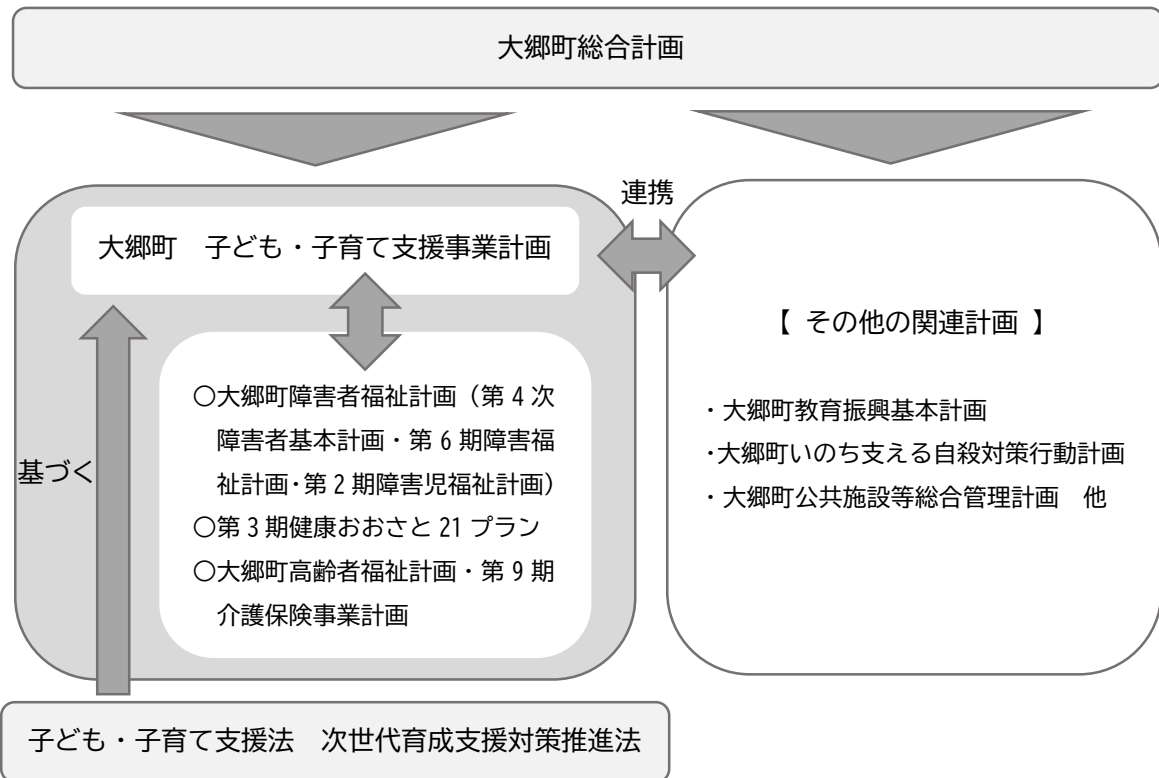
令和6年6月に成立した「子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」では、こども大綱において、「こどもの貧困を解消し、貧困による困難を、こどもたちが強いられることがないような社会をつくる」ことが明記されたことを踏まえ、法律の題名に「貧困の解消」を入れることとし、「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に改められるとともに、目的や基本理念の充実等が盛り込まれています。

このような国の動向を踏まえ、また、「大郷町第2期子ども・子育て支援事業計画」の計画期間が令和6年度で終了を迎えるにあたり、「大郷町総合計画」を最上位計画として、「大郷町第3期子ども・子育て支援事業計画」(以降、「本計画」という。)を策定します。

## 2 法令の根拠と他の計画との関係

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」並びに、次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「市町村行動計画」と一体のものとして策定するものです。次世代育成支援対策推進法は、平成17年4月から平成27年3月までの10年間の時限立法として成立されましたが、平成26年の改正により10年間延長となり、令和6年の改正により、さらに10年間延長となりました。

さらに、本計画は、まちづくりの基本となる「大郷町総合計画」を最上位計画とし、福祉・健康分野の「大郷町障害者福祉計画（第4次障害者基本計画・第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画）」や「第3期健康おおさと21プラン」、その他関連計画と整合性を持った、町の子ども・子育てに係る総合計画として策定します。



### (1) 子ども・子育て支援法（抜粋）

#### （市町村子ども・子育て支援事業計画）

第61条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（「市町村子ども・子育て支援事業計画」という）を定めるものとする。

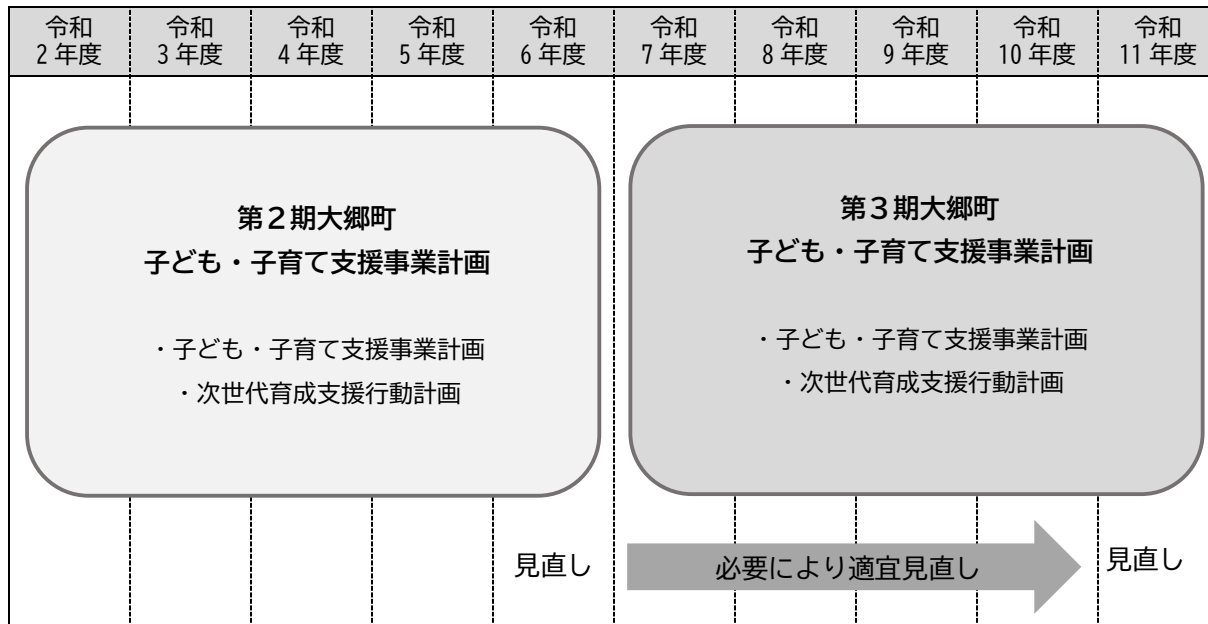
### (2) 次世代育成支援対策推進法（抜粋）

#### （市町村行動計画）

第8条 市町村は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を策定することができる。

### 3 事業計画の期間

本計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。ただし、社会情勢の変化などに応じて、適宜必要な見直しができるものとします。



### 4 策定体制

本計画の策定にあたっては、「大郷町子ども・子育て会議」を設置し、検討を行ったほか、本計画を策定するためのアンケート調査、計画案に対するパブリックコメントを実施し、計画検討の参考にしました。

## 5 SDGs（持続可能な開発目標）について

SDGs（持続可能な開発目標）とは、平成27年9月の国連サミットにおいて、加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標のことで、17のゴールと169のターゲットから構成されており、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っています。

本計画においても、SDGsの「誰一人取り残さない」という視点を持ち、事業を推進することにより、SDGsの達成に寄与します。



○ 本計画と関連の深いSDGs（持続可能な開発目標）



## 第2章 本町の子ども・子育て環境の整理

---



## 第2章 本町の子ども・子育て環境の整理

### 1 子ども・子育て家庭を取り巻く環境

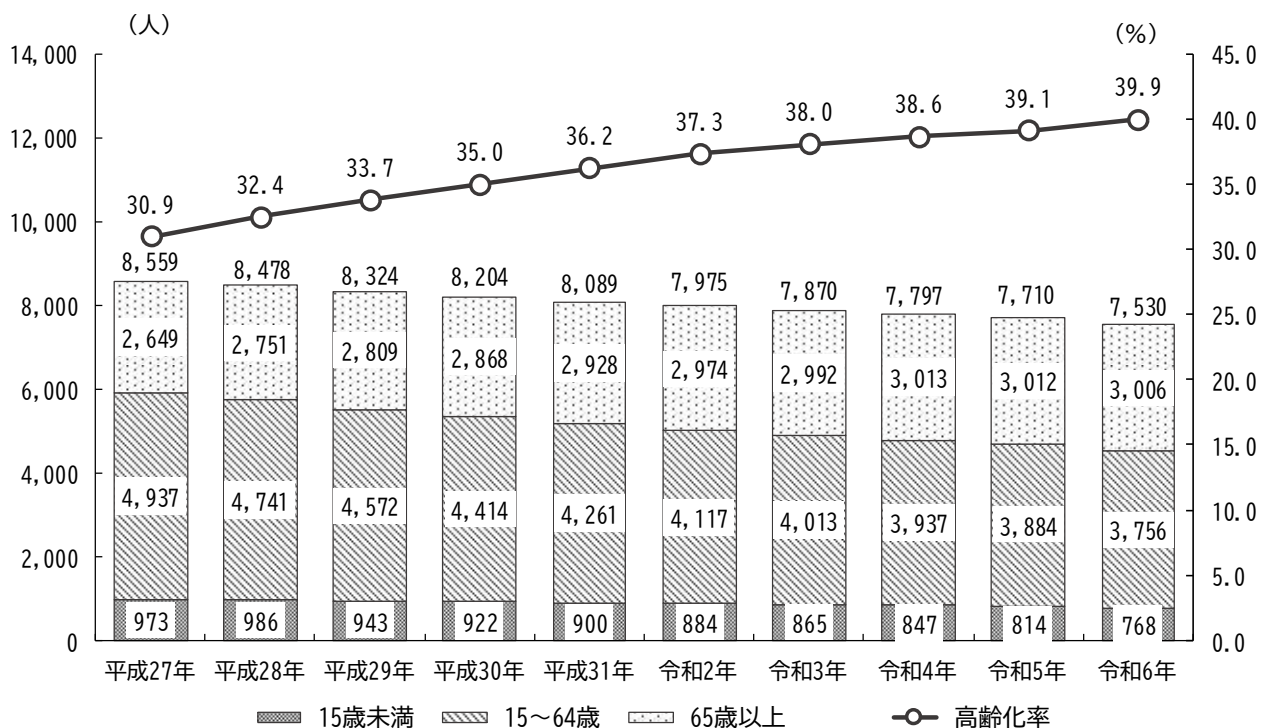
#### (1) 人口の推移

住民基本台帳人口における大郷町の人口は減少傾向にあり、平成27年から令和6年までの9年間で1,029人(12.0%)減少し、令和6年3月末現在では7,530人となっています。

年齢3区分別にみると、平成27年から令和6年にかけて年少人口(15歳未満)及び生産年齢人口(15~64歳)は減少傾向にある一方、老年人口(65歳以上)は増加傾向にあり、令和6年3月末現在では3,006人、高齢化率は39.9%まで上昇しています。

このように、本町において人口減少、少子高齢化が進行しています。

#### ■ 年齢3区分別人口、高齢化率の推移



		平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
総人口		8,559	8,478	8,324	8,204	8,089	7,975	7,870	7,797	7,710	7,530
15歳未満	人数	973	986	943	922	900	884	865	847	814	768
	構成比 (%)	11.4	11.6	11.3	11.2	11.1	11.1	11.0	10.9	10.6	10.2
15~64歳	人数	4,937	4,741	4,572	4,414	4,261	4,117	4,013	3,937	3,884	3,756
	構成比 (%)	57.7	55.9	54.9	53.8	52.7	51.6	51.0	50.5	50.4	49.9
65歳以上	人数	2,649	2,751	2,809	2,868	2,928	2,974	2,992	3,013	3,012	3,006
	構成比 (%)	30.9	32.4	33.7	35.0	36.2	37.3	38.0	38.6	39.1	39.9

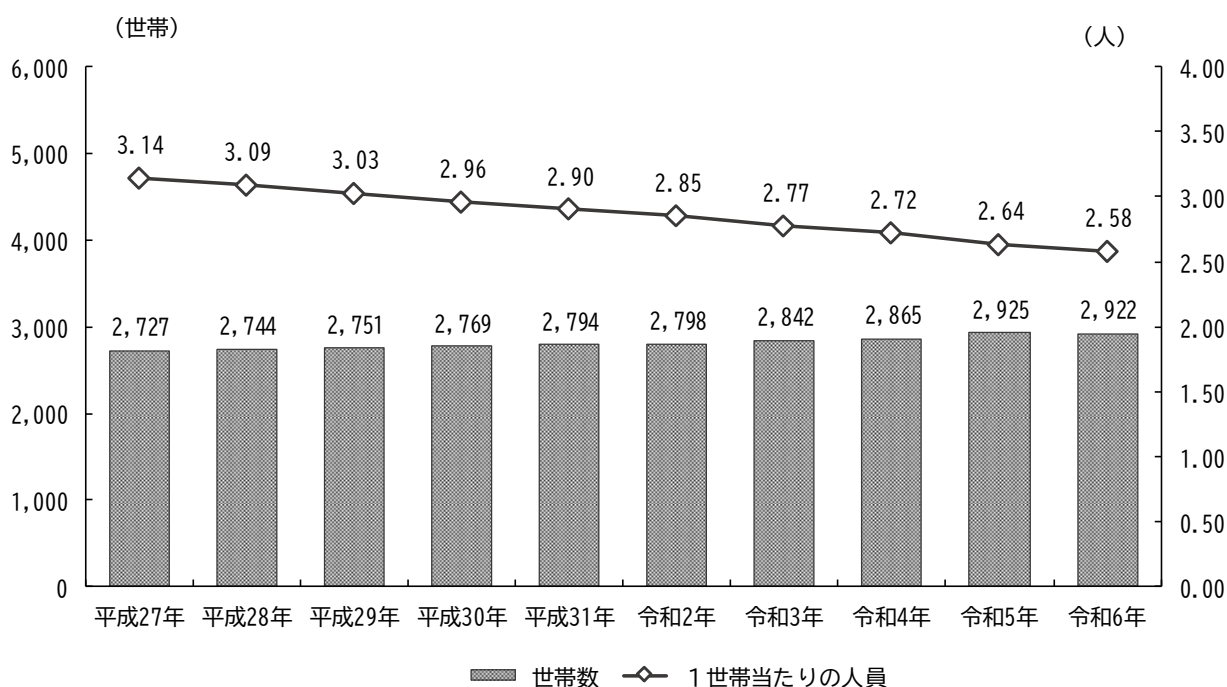
資料：住民基本台帳（各年3月末現在）

## (2) 世帯数の推移

住民基本台帳人口における本町の世帯数は、令和6年3月末日現在では2,922世帯となっています。

1世帯当たりの人員は平成27年から令和6年にかけて減少傾向にあり、令和6年3月末日現在では2.58人まで減少していることから、核家族化、単身世帯の増加がうかがえます。

### ■ 世帯数、1世帯当たりの人員の推移

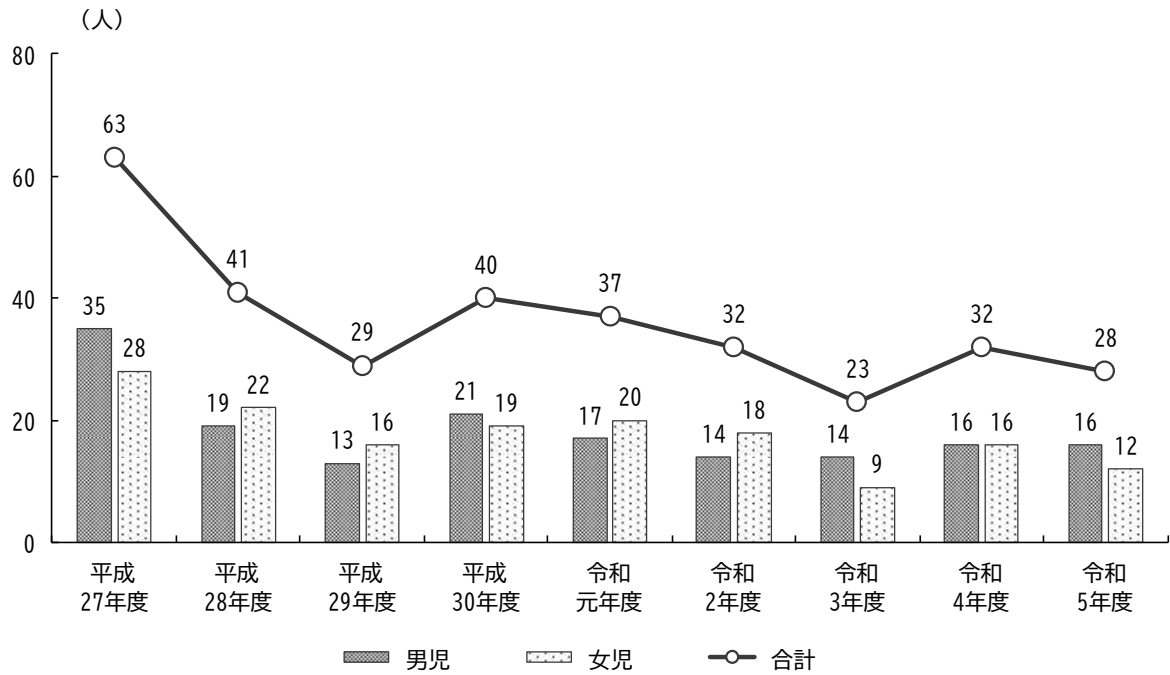


資料：住民基本台帳（各年3月末日現在）

### (3) 出生数の推移

本町の出生数についてみると、平成27年度から令和5年度にかけて概ね減少傾向にあり、令和5年度では男児が16人、女児が12人となっています。

#### ■ 出生数の推移



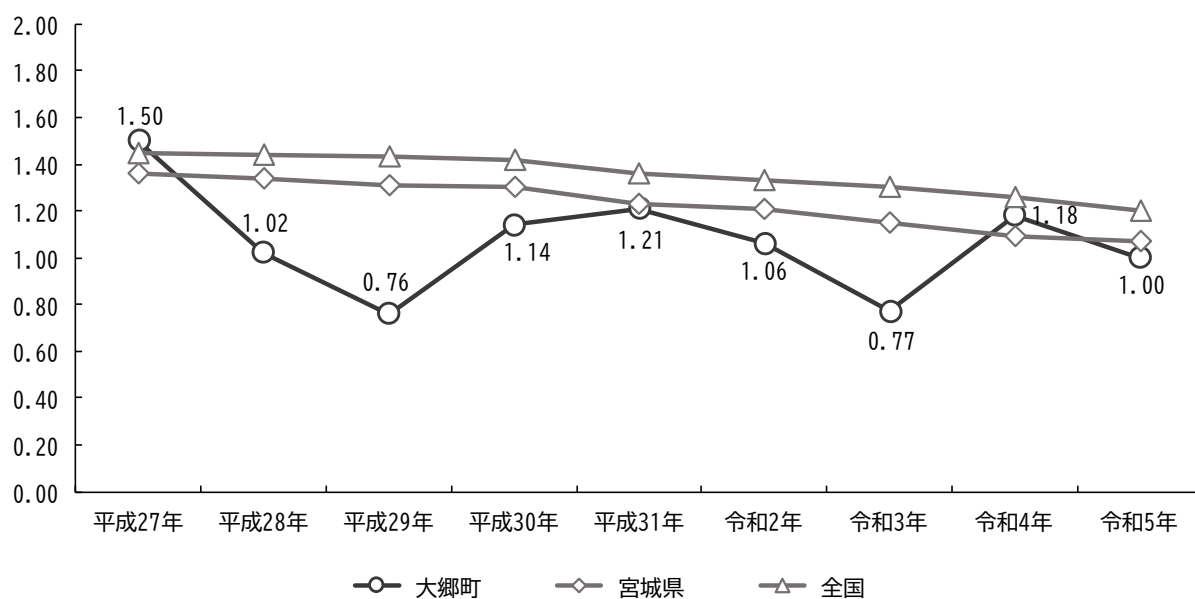
資料：住民基本台帳・町民課（各年度4月1日～3月31日）

#### (4) 合計特殊出生率の推移

本町の合計特殊出生率についてみると、平成27年から令和5年にかけて増減推移がみられ、令和5年では1.00となっています。

また、全国、宮城県と比較すると、平成28年以降概ね全国、宮城県の合計特殊出生率を下回っています。

##### ■ 合計特殊出生率の推移



	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
大郷町	1.50	1.02	0.76	1.14	1.21	1.06	0.77	1.18	1.00
宮城県	1.36	1.34	1.31	1.30	1.23	1.21	1.15	1.09	1.07
全国	1.45	1.44	1.43	1.42	1.36	1.33	1.30	1.26	1.20

資料：人口動態統計・町民課

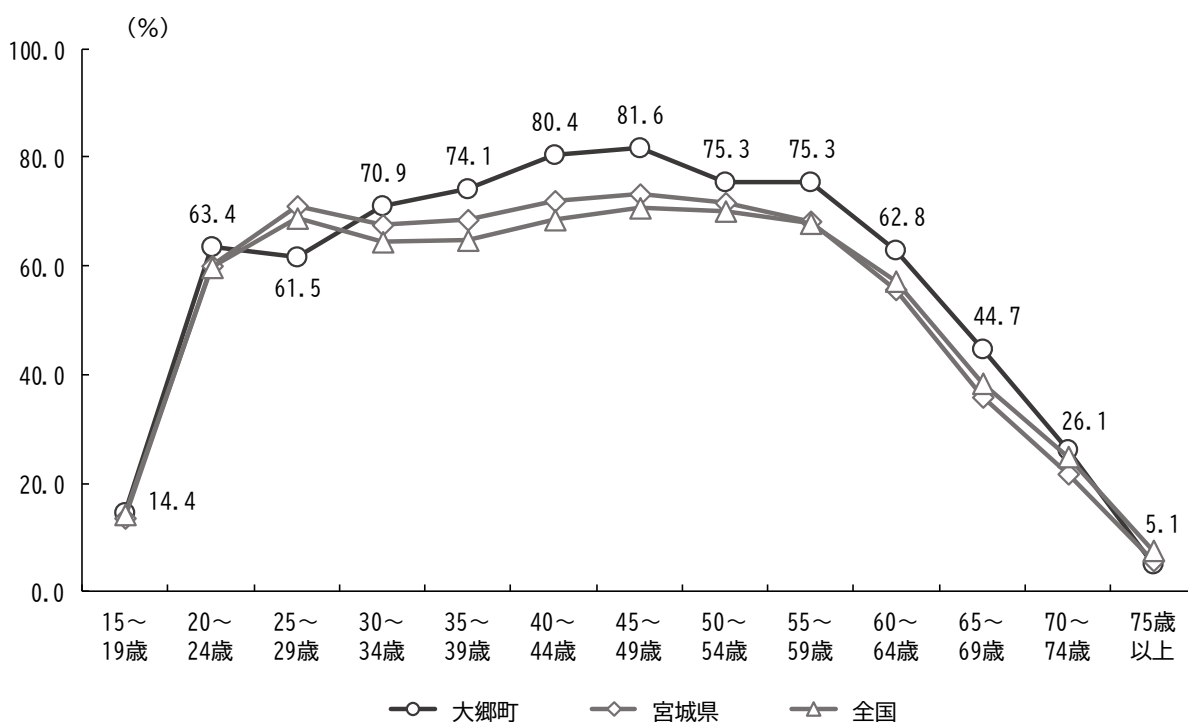
※ 合計特殊出生率とは、15歳～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したものであり、一人の女性がその年齢別出生率で一生に産む子どもの数に相当します。

## (5) 女性の就業率の推移

本町の女性の就業率（15歳以上の人口に占める就業者数の割合）についてみると、25～29歳で61.5%と低下するものの、30～34歳には70.9%と上昇し、30歳から74歳まで全国、宮城県の上回っています。

また、全国、宮城県と比較すると、本町はM字カーブの状態となっています。

■ 女性の就業率の推移



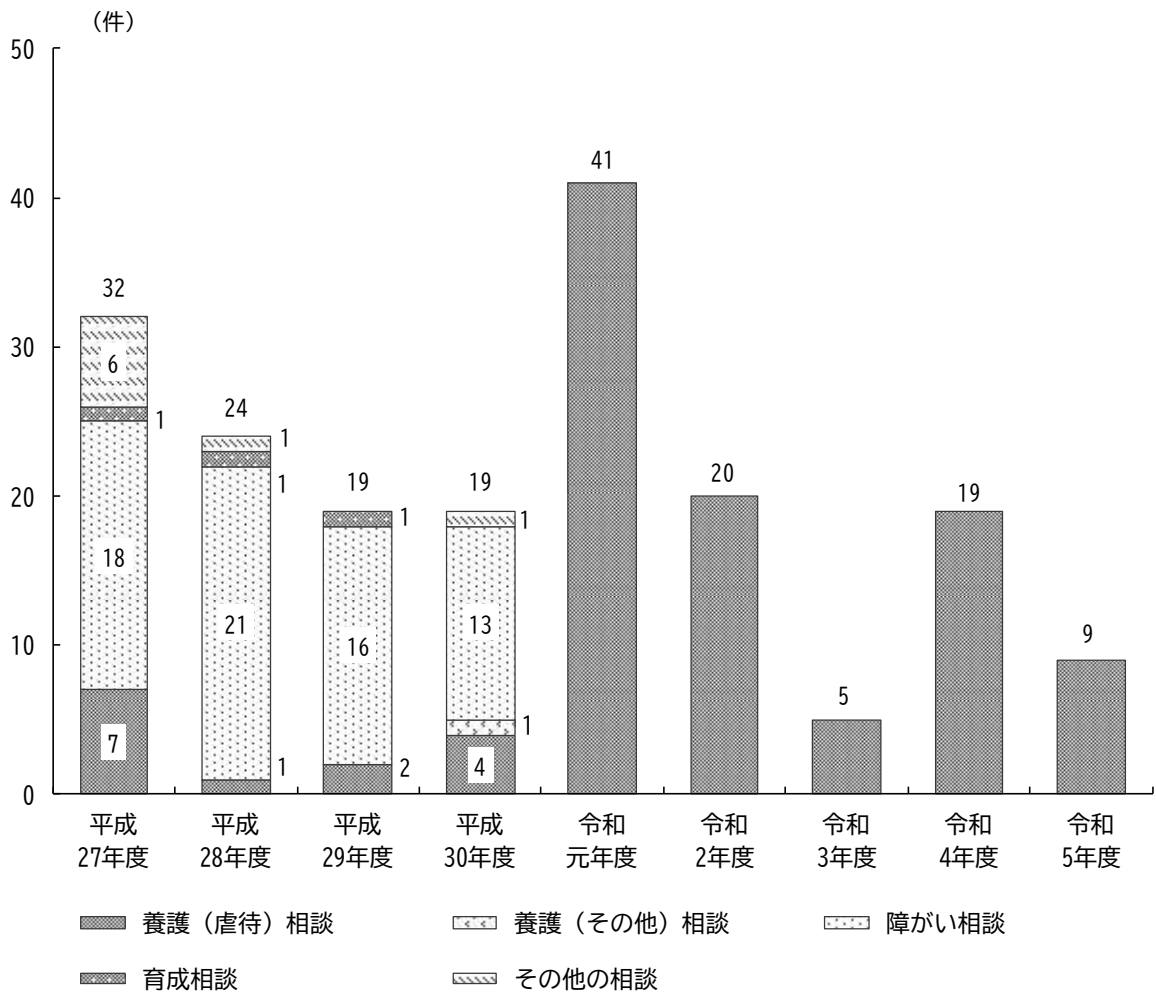
	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75歳以上
大郷町	14.4	63.4	61.5	70.9	74.1	80.4	81.6	75.3	75.3	62.8	44.7	26.1	5.1
宮城県	13.5	60.1	70.9	67.5	68.6	72.0	73.2	71.7	68.2	55.5	35.7	21.7	5.7
全国	14.2	59.7	68.9	64.5	64.9	68.5	70.6	70.2	68.0	57.3	38.5	24.8	7.6

資料：国勢調査（令和2年10月）

## (6) 児童相談所相談受付件数

本町内の児童相談所への相談受付件数についてみると、令和元年度から令和5年度にかけては養護（虐待）相談のみとなっており、令和元年度には41件と前年度の10倍以上の件数となっています。

■ 児童相談所相談受付件数



資料：児童相談の概要

## 2 計画期間における人口推計

### (1) 推計人口

住民基本台帳人口を基に、コーホート変化率法※を用いて本町の将来人口を推計した結果、令和7年から令和11年にかけて減少傾向にあり、令和11年には6,963人となることを見込まれています。

#### ■ 男女別推計人口

単位：人

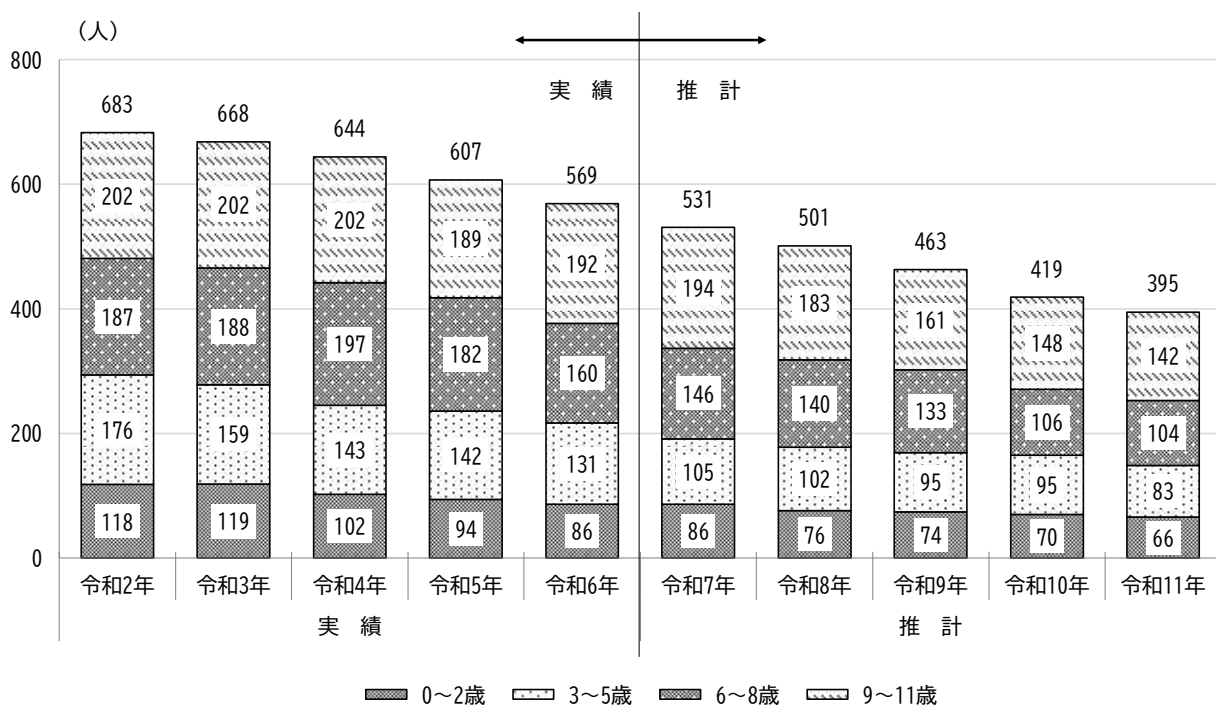
	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
総人口	7,413	7,296	7,182	7,071	6,963
男性	3,698	3,640	3,585	3,526	3,469
女性	3,715	3,656	3,597	3,545	3,494

※ コーホート変化率法とは、各コーホート（同じ年（または同じ期間）に生まれた人々の集団のこと）について、過去における人口の推移から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法のことです。

### (2) 推計児童人口

住民基本台帳人口を基に、コーホート変化率法を用いて子ども（0歳～11歳）の数の将来人口を推計した結果、令和7年から令和11年にかけて子どもの数は減少傾向にあり、令和11年には395人となることを見込まれています。

#### ■ 計画期間の推計児童人口



■ 年齢別推計児童数

単位：人

	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
0歳	24	23	22	21	20
1歳	27	27	26	24	23
2歳	35	26	26	25	23
3歳	27	37	27	27	26
4歳	36	28	39	28	28
5歳	42	37	29	40	29
6歳	54	41	36	28	39
7歳	44	54	41	36	28
8歳	48	45	56	42	37
9歳	69	48	45	56	42
10歳	67	69	48	45	56
11歳	58	66	68	47	44
合計	531	501	463	419	395

### 3 認定こども園、保育園及び地域子ども・子育て支援事業の状況

#### (1) 認定こども園の状況

大郷幼稚園は令和2年4月から認定こども園に移行しました。

認定こども園の入園児童数についてみると、令和2年から令和6年にかけて認可定員数及び利用定員数を下回っており、令和6年4月1日現在の入園児童数は163人（1号37人、2・3号126人）となっています。

#### ■ すくすくゆめの郷こども園の入園児童数

単位：人

1号	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
認可定員数	83	83	83	83	83
利用定員数	75	75	75	75	45
合計	63	54	48	41	37
3歳児	18	13	15	17	9
4～5歳児	45	41	33	24	28
2・3号	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
認可定員数	164	164	164	164	164
利用定員数	160	160	160	160	160
合計	148	142	130	133	126
0歳児	10	3	6	7	0
1～2歳児	30	39	34	31	34
3歳児	25	28	35	23	25
4～5歳児	83	72	55	72	67

資料：町民課（各年4月1日現在）

待機児童数についてみると、令和2年は4人となっておりますが、令和3年以降は0人となっています。

#### ■ すくすくゆめの郷こども園の待機児童数

単位：人

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
待機児童数	4	0	0	0	0

資料：町民課（各年4月1日現在）

## (2) 保育園の状況

大郷保育園は令和2年4月から認定こども園に移行しました。

保育園の入園児童数についてみると、令和2年から令和6年にかけて認可定員数及び利用定員数を下回っており、令和6年4月1日現在の入園児童数は7人となっています。

### ■ ゆめの杜保育園の入園児童数

単位：人

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
認可定員数	19	19	19	19	19
利用定員数	19	19	19	19	19
合計	16	15	9	6	7
0歳児	2	0	0	1	0
1～2歳児	14	15	9	5	7
3歳児	0	0	0	0	0
4～5歳児	0	0	0	0	0

資料：町民課（各年4月1日現在）

待機児童数についてみると、令和2年から令和6年までは全て0人となっています。

### ■ ゆめの杜保育園の待機児童数

単位：人

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
待機児童数	0	0	0	0	0

資料：町民課（各年4月1日現在）

### (3) 地域子ども・子育て支援事業の利用状況

#### ① 利用者支援事業

一人一人のこどもが健やかに成長することができる地域社会の実現に寄与するため、こども及びその保護者等、または妊娠している方がその選択に基づき、教育・保育・保健その他の子育て支援を円滑に利用できるよう、必要な支援を行う事業です。

本町では“保健センター”内にあるこども健康室において、妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な悩み等に円滑に対応するため、保健師等が専門的な見地から相談支援等を実施し、切れ目ない支援体制を構築する「こども家庭センター型」を実施しています。

#### ■ 利用者支援事業

単位：箇所

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	1	1	1	1	1
確保の方策	1	1	1	1	1
実施箇所数（実績）	1	1	1	1	1

資料：町民課

#### ② 延長保育事業

勤務形態の多様化等に伴い、通常の利用時間帯以外の時間において児童を保育することにより、安心して子育てができる環境を整備する事業です。

令和2年4月以降は、施設において実施する「一般型」を認定こども園において実施しています。

#### ■ 延長保育事業

単位：人/月

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	21	20	18	40	40
確保の方策	21	20	18	40	40
利用者数（実績）	28	44	57	66	—

※ 令和5年度及び令和6年度は「大郷町第2期子ども・子育て支援事業計画中間見直し計画」の数値

資料：町民課

### ③ 放課後児童健全育成事業（児童クラブ）

保護者が就労等により日中家庭にいない児童に対し、適切な遊びの場及び生活の場を提供するとともに児童の健全育成を図る事業です。

本町においては、大郷町児童館（大郷町中村字屋敷前）において、町内の小学1年生～6年生を対象に「おおさと児童クラブ」（定員100人）を開設しています。

#### ■ 放課後児童健全育成事業（児童クラブ）

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	83	82	85	81	75
低学年(小学1～3年生)	53	53	56	52	46
高学年(小学4～6年生)	30	29	29	29	29
確保の方策	100	100	100	100	100
利用者数(実績)	82	81	94	97	96
低学年(小学1～3年生)	65	67	67	76	71
高学年(小学4～6年生)	17	14	27	21	25

資料：町民課

### ④ 子育て短期支援事業

保護者が、疾病・疲労など身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合等に、児童養護施設などにおいて宿泊を伴う養育・保護を行う事業です。

本町においては、未実施のため実績はありません。

#### ■ 子育て短期支援事業

単位：人/日

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	0	0	0	0	0
確保の方策	0	0	0	0	0
利用者数(実績)	0	0	0	0	—

資料：町民課

## ⑤ 地域子育て支援拠点事業

少子化や核家族化の進行、地域社会の変化など、子どもや子育てをめぐる環境が大きく変化する中で、家庭や地域における子育て機能の低下や子育て中の親の孤独感や不安感の増大等に対応するため、地域において子育て中の親子の交流等を促進する子育て支援拠点の設置を推進することにより、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを支援する事業です。

本町では「大郷町子育て支援センター」において、一般型の常設の地域子育て支援拠点を開設し、子育て家庭の親とそのこどもを対象とした育児相談、子育てサークルの支援、施設開放、施設文庫の設置、広報活動などを実施しています。

### ■ 地域子育て支援拠点事業

単位：人、箇所

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（延べ（月））	204	212	204	56	53
量の見込み（延べ（年））	2,448	2,544	2,448	676	641
確保の方策	2,448	2,544	2,448	676	641
設置箇所数（実績）	1	1	1	1	—
利用者数（延べ（月））（実績）	69	55	58	78	—
利用者数（延べ（年））（実績）	828	656	693	938	—

※ 令和5年度及び令和6年度は「大郷町第2期子ども・子育て支援事業計画中間見直し計画」の数値

資料：町民課

## ⑥ 一時預かり事業

一時的に家庭での保育が困難となった場合などに児童を一時的に預かることで、安心して子育てができる環境を整備する事業です。

令和2年4月以降は、1号（教育）認定の在園している子どもを教育時間終了後や長期休業中等に一時的に預かる「幼稚園型」と、在園していない子どもを、理由を問わずに一時的に保育する「一般型」を認定こども園において実施しています。

### ■ 一時預かり事業（幼稚園型）

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	497	438	375	107	107
1号認定	497	438	375	107	107
2号認定	0	0	0	0	0
確保の方策	497	438	375	107	107
利用者数（実績）	154	139	112	88	—
1号認定（延べ）	154	139	112	88	—
2号認定（延べ）	0	0	0	0	—

※ 令和5年度及び令和6年度は「大郷町第2期子ども・子育て支援事業計画中間見直し計画」の数値

資料：町民課

### ■ 一時預かり事業（一般型）（幼稚園型を除く）

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	361	342	309	21	21
確保の方策	361	342	309	21	21
利用者数（延べ）（実績）	22	22	22	65	—

※ 令和5年度及び令和6年度は「大郷町第2期子ども・子育て支援事業計画中間見直し計画」の数値

資料：町民課

## ⑦ 病児病後児保育事業

病児・病後児について、保育所（園）や病院等に付設された専用スペースなどで一時的に保育する事業です。

本町においては、令和4年4月以降は大和町にある病後児保育室を広域利用できるようにりましたが、利用実績はありません。

### ■ 病児病後児保育事業

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	447	422	381	5	5
確保の方策	0	0	381	5	5
利用者数（実績）	0	0	0	0	—

※ 令和5年度及び令和6年度は「大郷町第2期子ども・子育て支援事業計画中間見直し計画」の数値

資料：町民課

## ⑧ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、その援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

本町においては、未実施のため実績はありません。

### ■ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	7	7	7	7	6
確保の方策	0	0	0	7	6
利用者数（実績）	0	0	0	0	—

資料：町民課

### ⑨ 妊婦一般健康診査

妊娠時の異常の早期発見、早期治療等を促進するとともに、妊婦の保健管理の向上を図るため、大郷町の委託先が指定した医療機関等において、産科的診察（指導を含む）、臨床検査及び超音波的検査を行います。

#### ■ 妊婦一般健康診査

単位：人、回

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（出生数×回数）	574	546	518	308	266
出生数	41	39	37	22	19
回数	14	14	14	14	14
確保の方策	574	546	518	308	266
出生数（実績）	32	23	32	28	－
実施回数（延べ）	298	300	339	308	－

※ 令和5年度及び令和6年度は「大郷町第2期子ども・子育て支援事業計画中間見直し計画」の数値

資料：町民課

### ⑩ 乳児家庭全戸訪問事業

乳幼児のいるすべての家庭を訪問し、子育ての孤立化を防ぐために、その居宅において様々な悩みを聞き、子育て支援に関する必要な情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供に結び付けることにより、地域の中で子供が健やかに育成できる環境整備を図る事業です。

#### ■ 乳児家庭全戸訪問事業

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	41	39	37	22	19
確保の方策	41	39	37	22	19
訪問者数（実績）	32	23	30	27	－

※ 令和5年度及び令和6年度は「大郷町第2期子ども・子育て支援事業計画中間見直し計画」の数値

資料：町民課

### ⑪ 養育支援訪問事業・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

育児ストレス等によって、子育てに対して不安や孤立を抱える家庭や、様々な原因で養育支援が必要となっている家庭に対して、保健師等による具体的な養育に関する指導助言等を訪問により実施することで、個々の家庭の抱える養育上の諸問題の解決・軽減を図ると共に、関係機関との連携により児童虐待の発生予防、早期発見・対応に繋げていく事業です。

本町では、保護者との信頼関係を構築し、関係機関との連携を取りながら問題の解決に努めています。

#### ■ 養育支援訪問事業・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	5	5	5	5	5
確保の方策	5	5	5	5	5
訪問者数（実績）	6	5	8	7	—

資料：町民課

### ⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具、その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

本町においては、未実施のため実績はありません。

### ⑬ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

本町では令和2年4月の民営による認定こども園の開設以降実績はありません。

⑭ 新・放課後子ども総合プランに基づく取り組み（児童クラブ・放課後子ども教室）

本町では、児童クラブのほか、江戸時代の寺子屋をイメージし「郷子舎(さとこや)」と名付けられた大郷小放課後子ども教室が平成24年度から運営されています。

郷子舎については、令和2年度以降も設置は継続しているものの、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、児童を交えた活動は行えていません。

■ 新・放課後子ども総合プランに基づく取り組み（児童クラブ・放課後子ども教室）

単位：箇所、人、回/年

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
目標事業量	2	2	2	2	2
確保の方策	2	2	2	2	2
放課後子ども教室の実績 ※児童クラブについては③に記載済					
設置箇所数（実績）	1	1	1	1	1
登録児童数（実績）	0	0	0	0	－
開催日数（実績）	0	0	0	0	－
参加人数（実績）	0	0	0	0	－

資料：社会教育課

## 4 計画策定のためのアンケート調査結果の概要

### (1) 調査の目的

本調査は、令和7年度を初年度とする「大郷町第3期子ども・子育て支援事業計画」の策定にあたり、住民の皆様の子育てや生活の状況、町に期待すること等をお聴きし、計画策定の参考にするために実施いたしました。

### (2) 実施概要

- 調査対象：12歳以下の子どもを持つ保護者及び18歳以上39歳以下の町民
- 調査期間：令和6年4月15日～4月30日
- 調査方法：二次元コードを印字した官製ハガキを郵送により配付し、ハガキに印字してある二次元コードからWEBページにアクセスして行うWEB回答形式
- 配付・回答：

配付数	回答数	有効回答	無効回答	回答率
1,625	288	279	9	17.2%

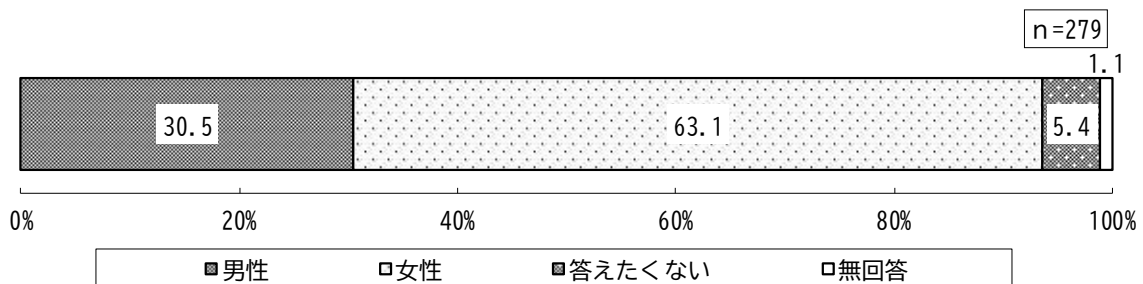
※ 配付数内訳：12歳以下の子どもを持つ保護者 570枚、18歳以上39歳以下の町民 1,055枚

### (3) 結果概要

#### ① 性別

性別は、「男性」が30.5%、「女性」が63.1%、「答えたくない」が5.4%、無回答が1.1%となっています。

図表 性別

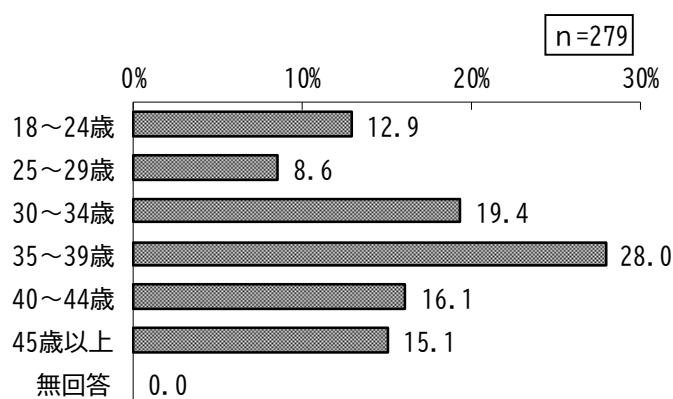


※ 図表内の「n」は、「Number of case」の略で、構成比算出の母数（有効回答のうち該当する回答数）を示しています。（以下、同様です。）

## ② 年齢

年齢は、「35～39歳」が28.0%と最も多く、「30～34歳」が19.4%、「40～44歳」が16.1%と続きます。

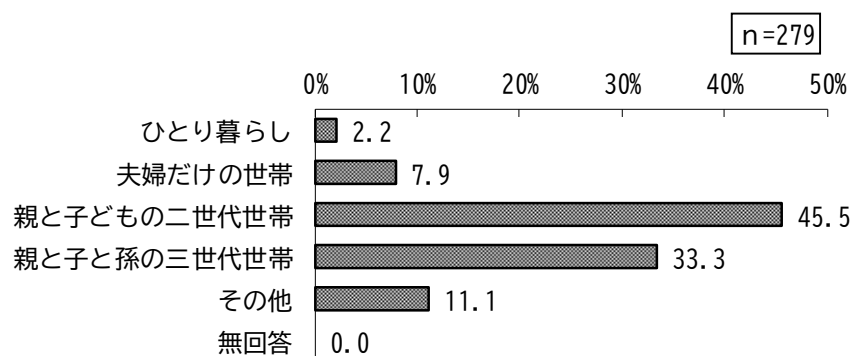
図表 年齢



## ③ 世帯構成

世帯構成は、「親と子どもの二世帯世帯」が45.5%と最も多く、「親と子と孫の三世帯世帯」が33.3%、「その他」が11.1%と続きます。

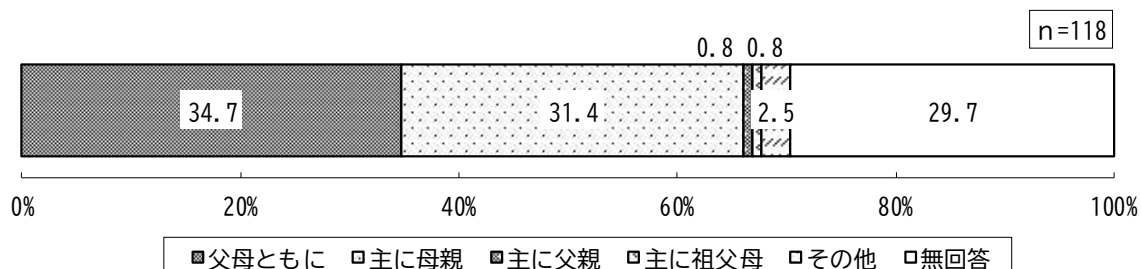
図表 世帯構成



#### ④ 宛名の子どもの子育てを主に行っている方について

宛名の子どもの子育てを主に行っている方については、「父母ともに」が34.7%と最も多く、「主に母親」が31.4%、「その他」が2.5%と続きます。

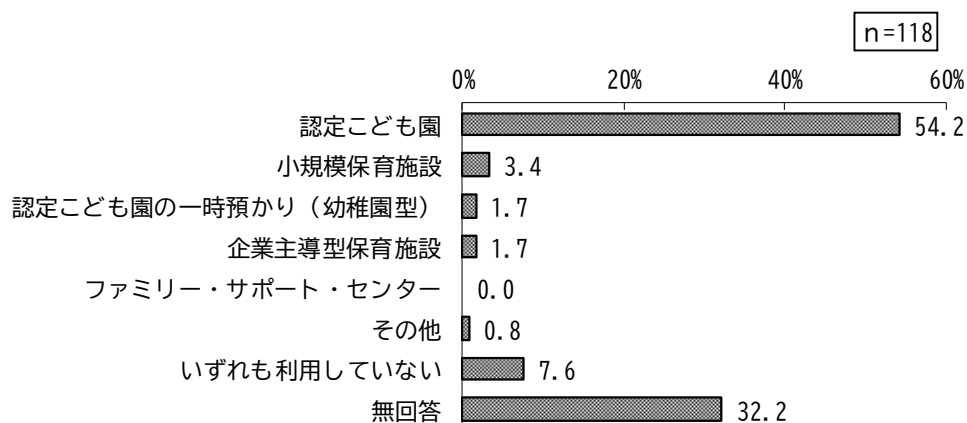
図表 宛名の子どもの子育てを主に行っている方について



#### ⑤ 宛名の子どもの子育ての定期的な教育・保育事業の利用状況について

宛名の子どもの子育ての定期的な教育・保育事業の利用状況については、「認定こども園」が54.2%と最も多く、「いずれも利用していない」が7.6%、「小規模保育施設」が3.4%と続きます。

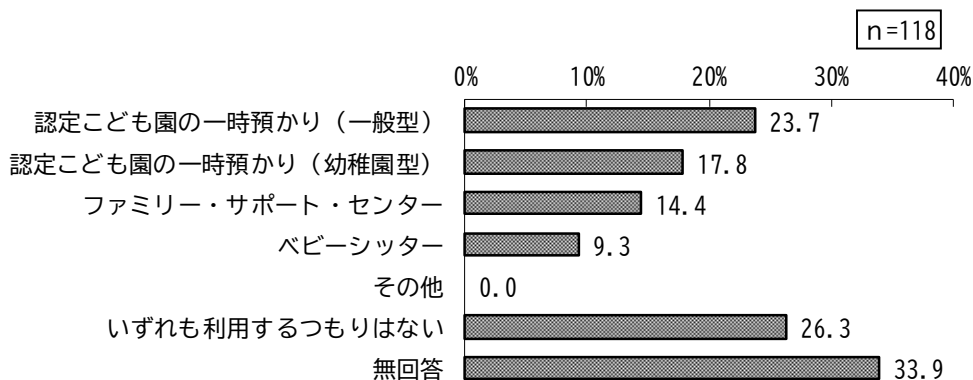
図表 宛名の子どもの子育ての定期的な教育・保育事業の利用状況について



## ⑥ 宛名の子どもの不定期的な教育・保育事業の利用希望について

宛名の子どもの不定期的な教育・保育事業の利用希望については、「いずれも利用するつもりはない」が26.3%と最も多く、「認定こども園の一時預かり（一般型）」が23.7%、「認定こども園の一時預かり（幼稚園型）」が17.8%と続きます。

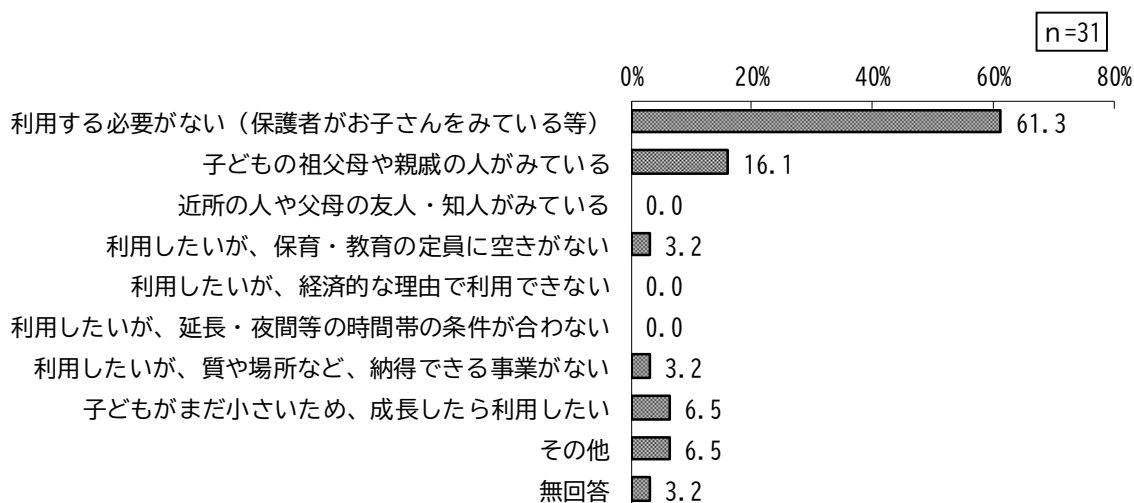
図表 宛名の子どもの不定期的な教育・保育事業の利用希望について



## ⑦ 一時預かり事業の利用を希望しない理由について

「いずれも利用するつもりはない」と回答された方が一時預かり事業の利用を希望しない理由については、「利用する必要がない（保護者がお子さんをみている等）」が61.3%と最も多く、「子どもの祖父母や親戚の人がみている」が16.1%、「子どもがまだ小さいため、成長したら利用したい」、「その他」がともに6.5%と続きます。

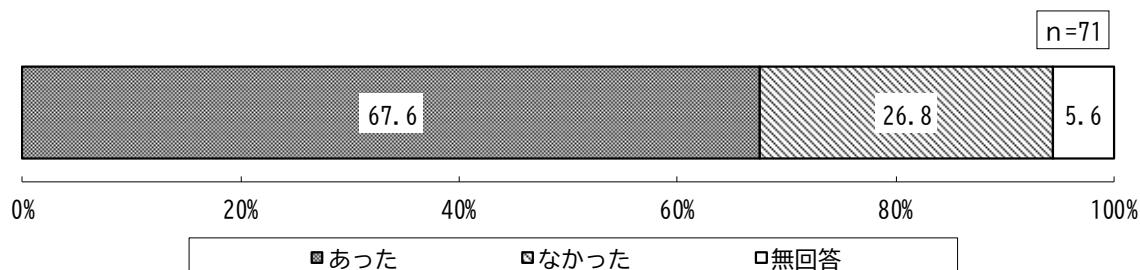
図表 一時預かり事業の利用を希望しない理由について



### ⑧ 病気やけがで保育所等を利用できなかったことの有無について

病気やけがで保育所等を利用できなかったことの有無については、「あった」が67.6%、「なかった」が26.8%となっています。

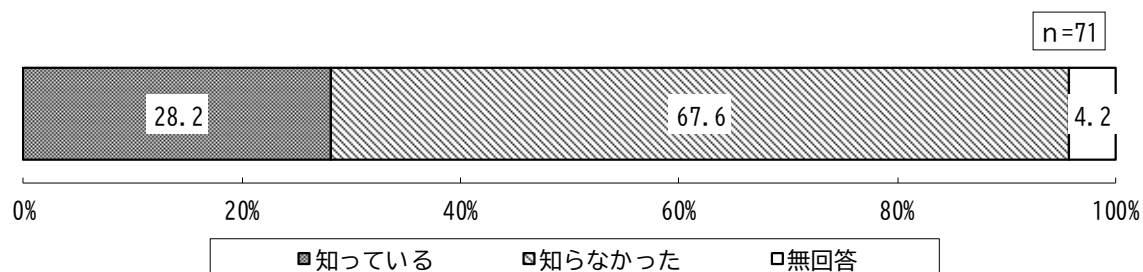
図表 病気やけがで保育所等を利用できなかったことの有無について



### ⑨ 町民が利用できる病後児保育室の認知度について

町民が利用できる病後児保育室（大和町病後児保育室（公立黒川病院駐車場内））の認知度については、「知っている」が28.2%、「知らなかった」が67.6%となっています。

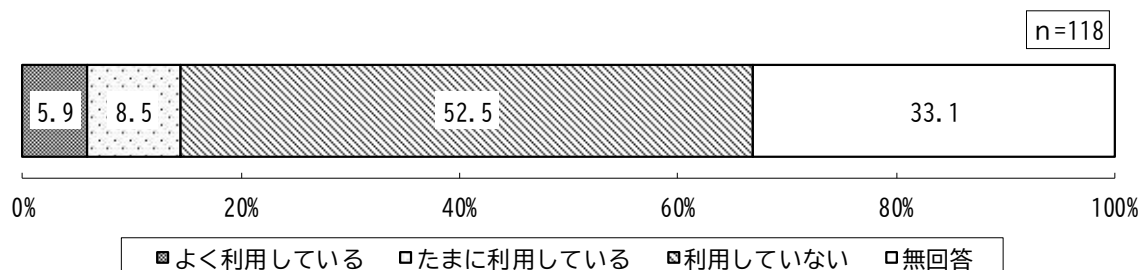
図表 町民が利用できる病後児保育室の認知度について



### ⑩ 子育て支援センターの利用の有無について

子育て支援センターの利用の有無については、「よく利用している」が5.9%、「たまに利用している」が8.5%、「利用していない」が52.5%となっています。

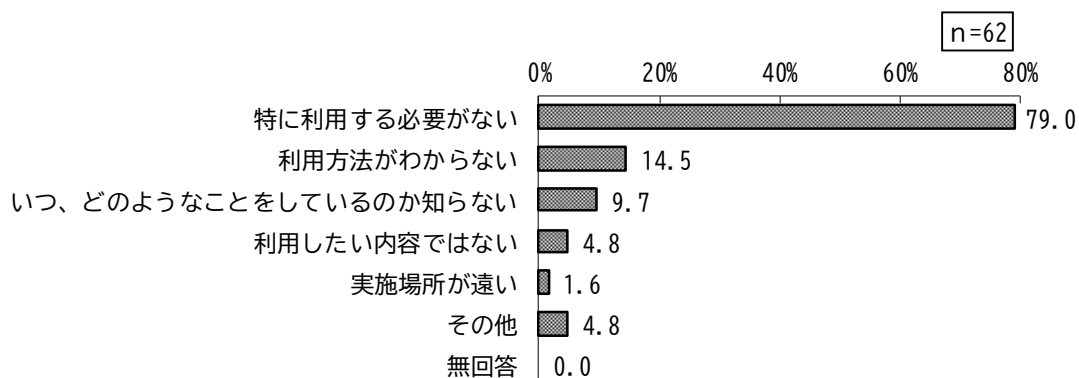
図表 子育て支援センターの利用の有無について



### ⑪ 子育て支援センターを利用していない理由について

「利用していない」と回答された方が子育て支援センターを利用していない理由については、「特に利用する必要がない」が79.0%と最も多く、「利用方法がわからない」が14.5%、「いつ、どのようなことをしているのか知らない」が9.7%と続きます。

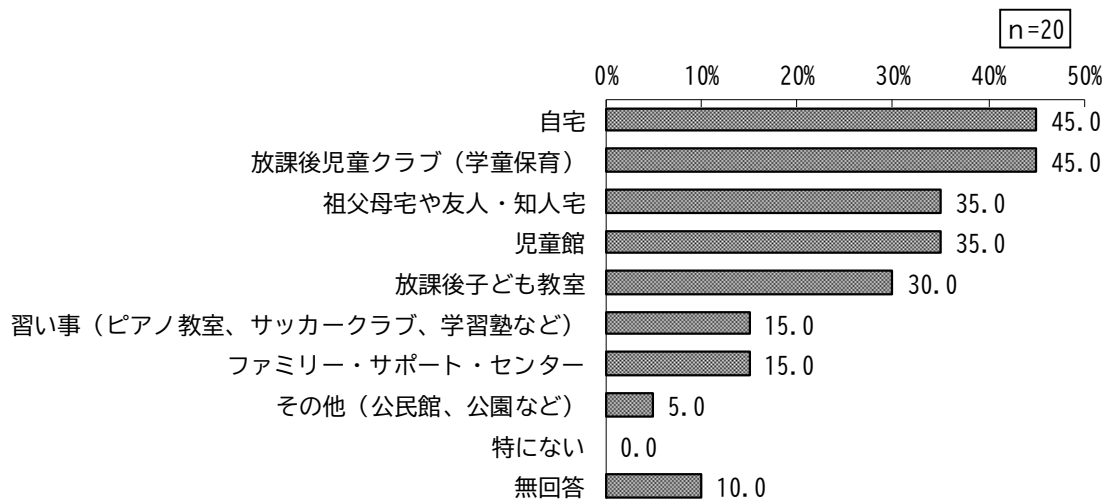
図表 子育て支援センターを利用していない理由について



### ⑫ 放課後に過ごさせたいと思う場所（小学1～3年生）について

放課後に過ごさせたいと思う場所（小学1～3年生）については、「自宅」、「放課後児童クラブ（学童保育）」がともに45.0%と最も多く、「祖父母宅や友人・知人宅」、「児童館」がともに35.0%、「放課後子ども教室」が30.0%と続きます。

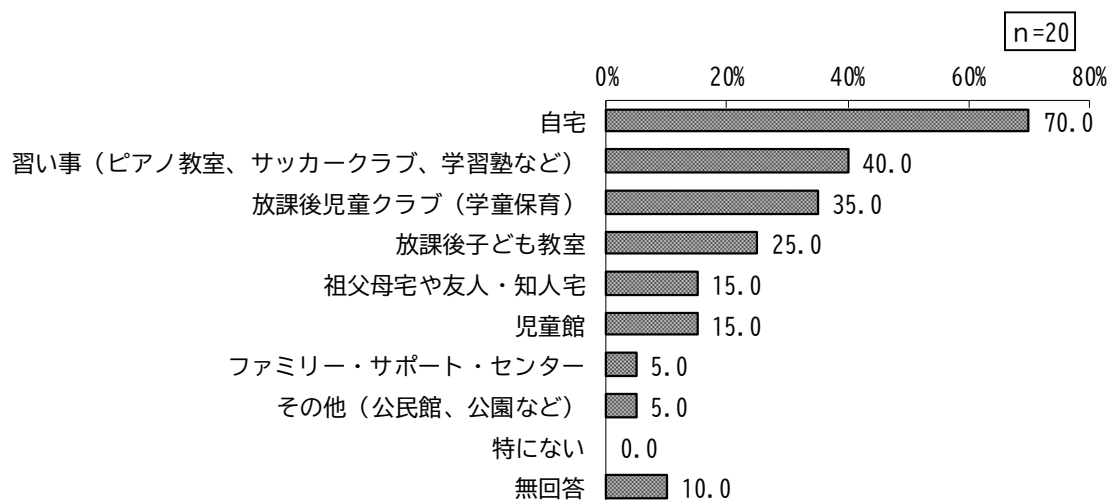
図表 放課後に過ごさせたいと思う場所（小学1～3年生）について



### ⑬ 放課後に過ごさせたいと思う場所（小学4～6年生）について

放課後に過ごさせたいと思う場所（小学4～6年生）については、「自宅」が70.0%と最も多く、「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」が40.0%、「放課後児童クラブ（学童保育）」が35.0%と続きます。

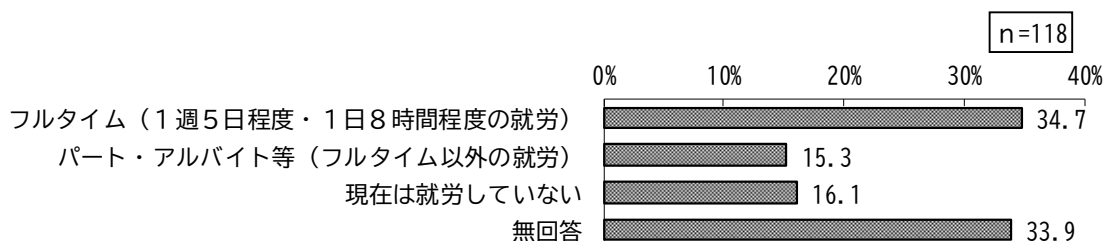
図表 放課後に過ごさせたいと思う場所（小学4～6年生）について



#### ⑭ 宛名の子どもの母親の就労状況について

宛名の子どもの母親の就労状況については、「フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）」が34.7%、「パート・アルバイト等（フルタイム以外の就労）」が15.3%、「現在は就労していない」が16.1%となっています。

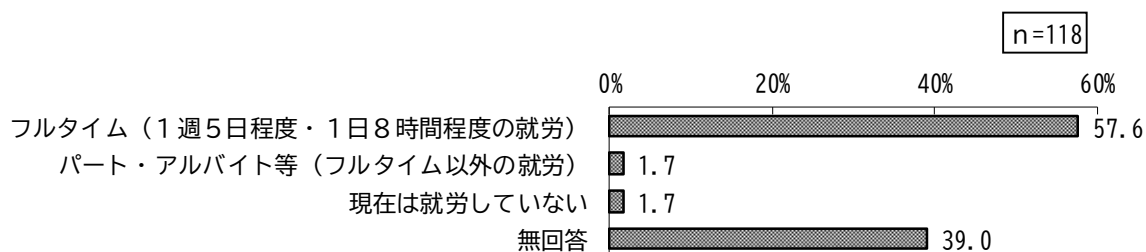
図表 宛名の子どもの母親の就労状況について



#### ⑮ 宛名の子どもの父親の就労状況について

宛名の子どもの父親の就労状況については、「フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）」が57.6%、「パート・アルバイト等（フルタイム以外の就労）」、「現在は就労していない」がともに1.7%となっています。

図表 宛名の子どもの父親の就労状況について

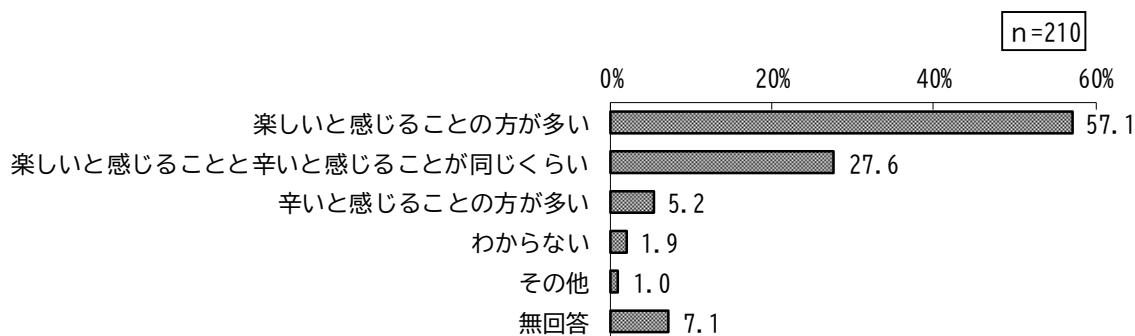


※ 産休・育休・介護休業中を含みます。

## ⑩ 子育てに関してどう感じているかについて

子育てに関してどう感じているかについては、「楽しいと感じることの方が多い」が57.1%と最も多く、「楽しいと感じることと辛いと感じることが同じくらい」が27.6%、「辛いと感じることの方が多い」が5.2%と続きます。

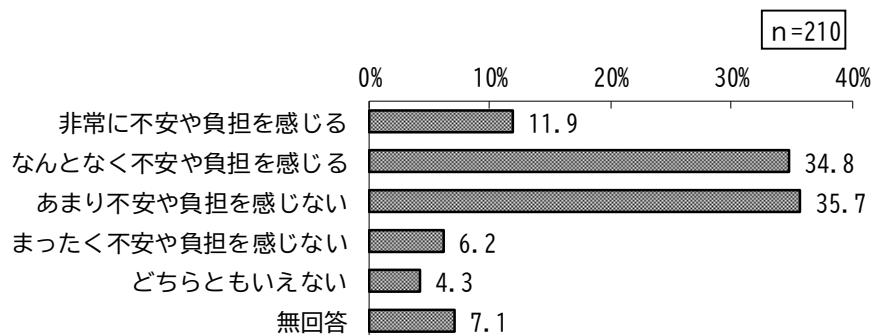
図表 子育てに関してどう感じているかについて



## ⑪ 子育てに関して不安や負担を感じているかについて

子育てに関して不安や負担を感じているかについては、「あまり不安や負担を感じない」が35.7%と最も多く、「なんとなく不安や負担を感じる」が34.8%、「非常に不安や負担を感じる」が11.9%と続きます。

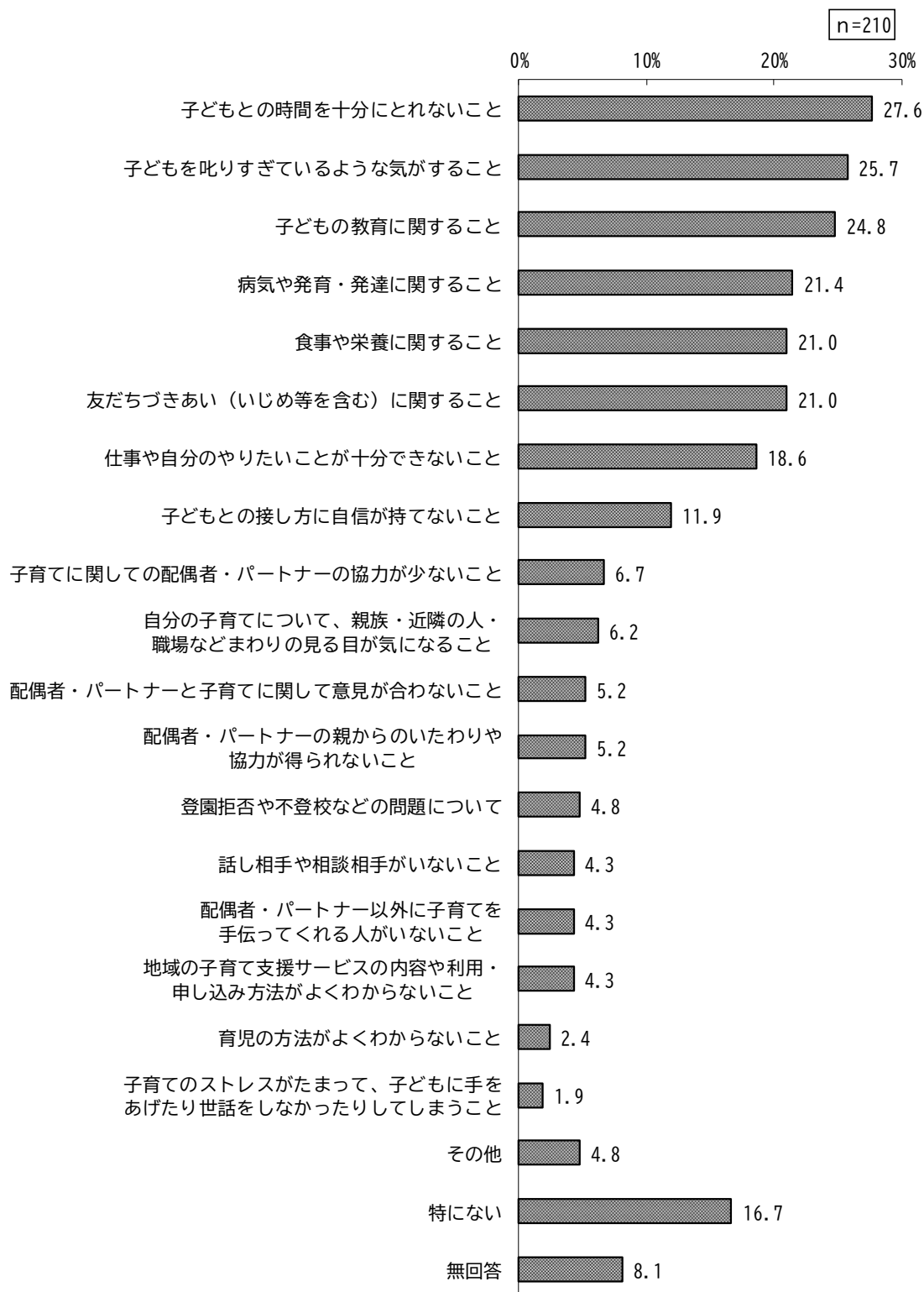
図表 子育てに関して不安や負担を感じているかについて



## ⑱ 子育てに関して日常悩んでいることや気になることについて

子育てに関して日常悩んでいることや気になることについては、「子どもとの時間を十分にとれないこと」が27.6%と最も多く、「子どもを叱りすぎているような気がする」とが25.7%、「子どもの教育に関する」とが24.8%と続きます。

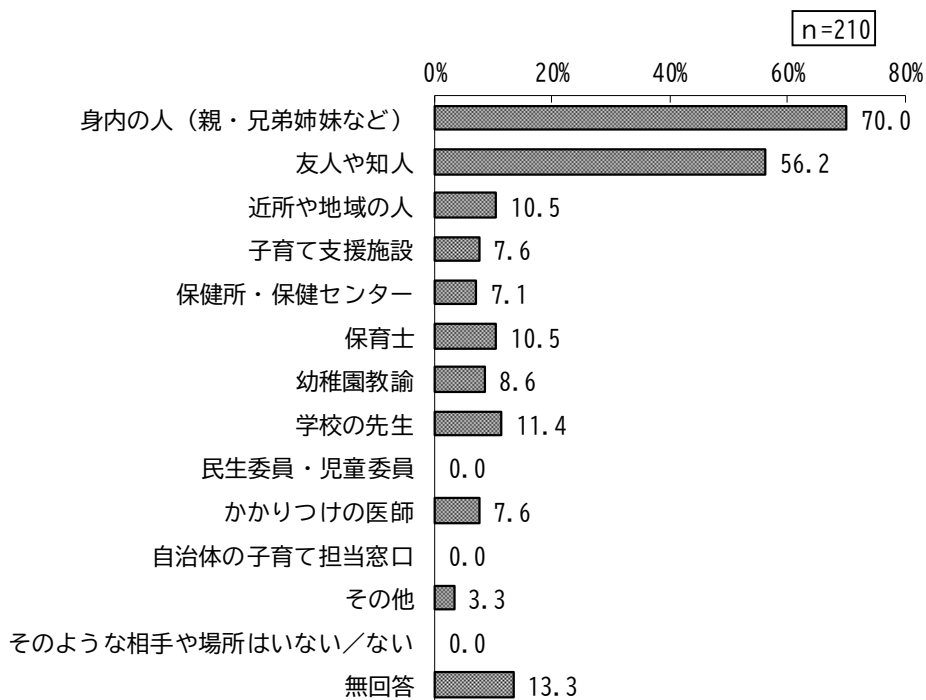
図表 子育てに関して日常悩んでいることや気になることについて



### ⑬ 子どものことや子育てに関する相談相手（場所）について

子どものことや子育てに関する相談相手（場所）については、「身内の人（親・兄弟姉妹など）」が70.0%と最も多く、「友人や知人」が56.2%、「学校の先生」が11.4%と続きます。

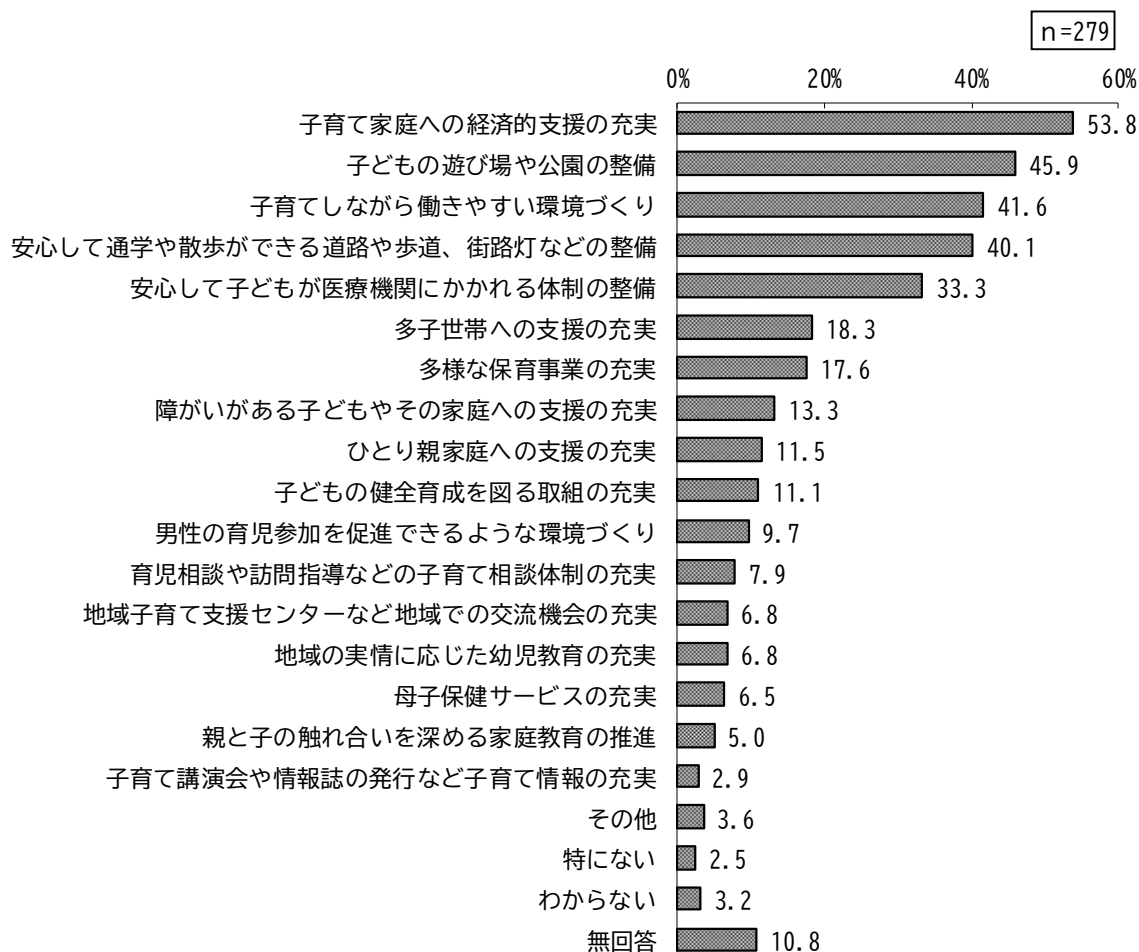
図表 子どものことや子育てに関する相談相手（場所）について



## ⑳ 大郷町に充実を図ってほしいと期待する子育て支援について

大郷町に充実を図ってほしいと期待する子育て支援については、「子育て家庭への経済的支援の充実」が53.8%と最も多く、「子どもの遊び場や公園の整備」が45.9%、「子育てしながら働きやすい環境づくり」が41.6%と続きます。

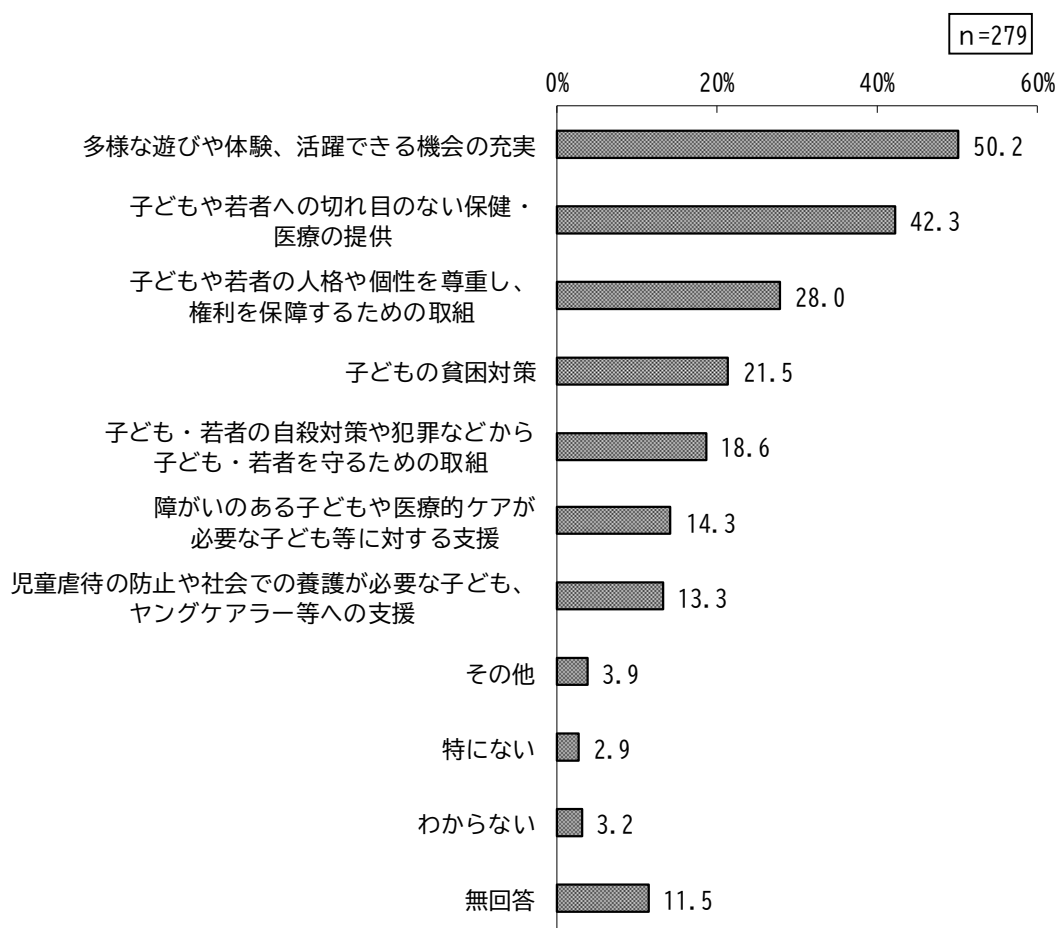
図表 大郷町に充実を図ってほしいと期待する子育て支援について



## ② 大郷町において力を入れていくべきと考える取組について

大郷町において力を入れていくべきと考える取組については、「多様な遊びや体験、活躍できる機会の充実」が50.2%と最も多く、「子どもや若者への切れ目のない保健・医療の提供」が42.3%、「子どもや若者の人格や個性を尊重し、権利を保障するための取組」が28.0%と続きます。

図表 大郷町において力を入れていくべきと考える取組について



## 5 子ども・子育てを取り巻く環境について

計画策定の趣旨を踏まえつつ、人口動向やアンケート調査結果等をもとに、本町における子ども・子育てを取り巻く環境について、以下のとおり整理いたします。

### (1) 共働き世帯の増加等に伴う子育て支援体制の充実

---

令和2年の国勢調査の結果をみると、本町の女性の就業率は、30～34歳には70.9%に達するなど、女性の社会進出が進んでおり、両親共働き世帯が増加しているものと考えられます。

町内には、民営の認定こども園が1施設あり、この認定こども園を一つの核として、共働き世帯等の子育て支援に取り組むとともに、小規模保育等、他の教育・保育施設や、地域子ども・子育て支援事業の充実など、子育て家庭のニーズを踏まえた事業・サービスの実施に取り組んでいくことが求められます。

### (2) 地域等における子育て支援

---

本町の子ども的人口（年少（15歳未満）人口）は令和6年3月末現在768人で、令和5年から40人以上減少しています。また、出生数や合計特殊出生率も近年は低下の状況にあり、少子化の進行が顕著です。

一方、世帯数は毎年増加しており、1世帯当たり人員は2.58人（令和6年3月末現在）と、核家族化の進行も続いています。

児童の人口減少・少子化の進行を防ぎ、誰もが安心して妊娠・出産・子育てができるよう、相談・情報の提供や交流などにより、出産や子育ての不安を払拭し、地域等で子育て家庭を支える取り組みを行っていくことが必要です。

### (3) 子どもと保護者の健康の確保

---

子どもの健全な成長のためには、子どもと保護者の健康が基本となります。しかし、核家族化等により身近に相談できる人がなく、不安を感じる保護者は少なくありません。また、子どもについてみると、発達障がい相談が増加傾向にあり、早期発見・早期対応のためには健診体制が重要です。

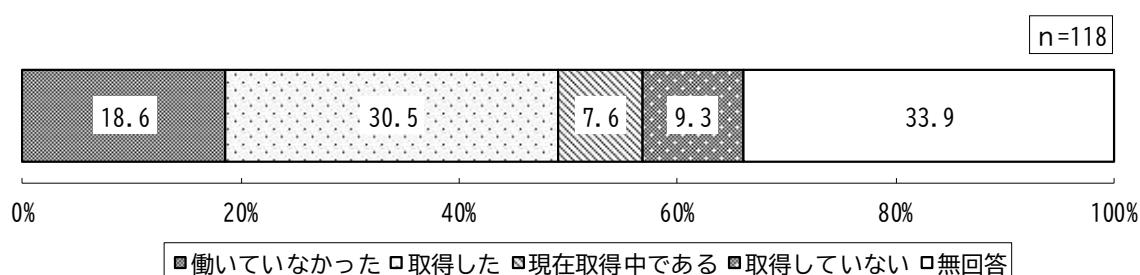
妊娠・出産から子育てまで、切れ目のない支援を行うため、関連施策・事業と連携を図り母子保健事業などに取り組んでいくことが求められます。

#### (4) 仕事と子育ての両立支援

前述のとおり、本町の子育て家庭では共働き世帯が近年増加しているものと推測されます。

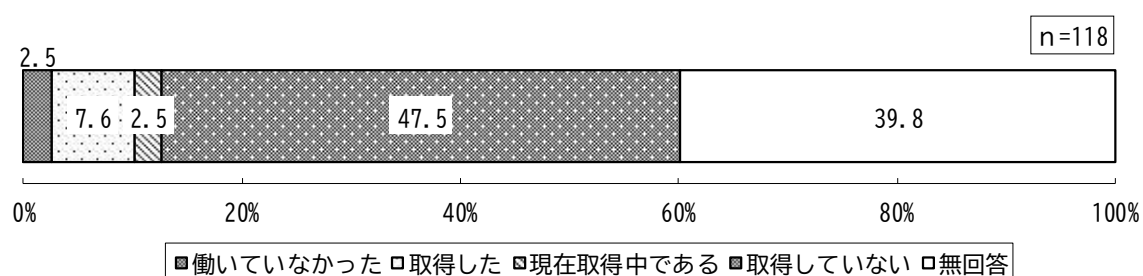
アンケート調査における宛名の子ども之母親が育児休業を取得したかについては、「取得した」と「現在取得中である」を合わせると 38.1%となっていますが、宛名の子ども之父親が育児休業を取得したかについては、「取得した」と「現在取得中である」を合わせると 10.2%（小数点第2位以下を四捨五入）と、依然として低い水準となっており、職場や家庭等に対し、誰もが仕事と子育てを両立できるよう、制度の周知等の理解を深める一層の取り組みが求められます。

図表 宛名の子ども之母親が育児休業を取得したかについて



		(n=118)	
		回答数	構成比
1	働いていなかった	22	18.6%
2	取得した	36	30.5%
3	現在取得中である	9	7.6%
4	取得していない	11	9.3%
	無回答	40	33.9%

図表 宛名の子ども之父親が育児休業を取得したかについて



		(n=118)	
		回答数	構成比
1	働いていなかった	3	2.5%
2	取得した	9	7.6%
3	現在取得中である	3	2.5%
4	取得していない	56	47.5%
	無回答	47	39.8%

## (5) 子どもの事件・事故等の被害防止

---

本町内の児童相談所への相談件数は、近年減少傾向にありますが、養護（虐待）相談は少ないながらも毎年寄せられています。子どものいじめや自殺など、子どもが被害者となる事件・事故は社会に及ぼす影響が非常に大きいものです。

安心して子どもが暮らせるために、子どもの人権に対する一層の理解の浸透と、施設、学校、行政及び地域等が連携し、交通安全・見守り等の安全確保活動、いじめや不登校、児童虐待の未然防止・早期発見及び適切な対応、並びに子どもや保護者に対する相談・支援等体制を充実していくことが求められます。

## (6) 支援が必要な方への支援の充実

---

令和6年6月に成立した「子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」では、法律の題名に「貧困の解消」を入れることとし、「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に改められました。

支援が必要な子どもとその家庭に対して、より手厚い支援を行えるよう取り組んでいくことが求められます。

## 第3章 計画の基本的な考え方

---



## 第3章 計画の基本的な考え方

### 1 基本理念

「大郷町第2期子ども・子育て支援事業計画」では、本計画の上位計画となる「大郷町総合計画」を踏まえ、基本理念を、「一人ひとりが考え 子育てを地域で支える すくすくゆめの郷・おおさと」と定め、子育て支援に取り組んできました。

本計画においても、第2期計画の取組を継続していくために、本計画における基本理念も「一人ひとりが考え 子育てを地域で支える すくすくゆめの郷・おおさと」と定めます。

### 一人ひとりが考え 子育てを地域で支える すくすくゆめの郷・おおさと

#### 【一人ひとりが考え 子育てを地域で支える】

子ども・子育て支援に対する多様なニーズがある中、大郷町という行政だけでなく、子育て家庭の近隣や地域コミュニティ、ボランティア、NPO法人、企業など、町民“一人ひとり”が様々な“地域”としての関わりの中で、子ども・子育てを支援していくことを目指します。

#### 【すくすくゆめの郷・おおさと】

令和2年4月より事業を開始した認定こども園の名称「すくすくゆめの郷」を基本理念に掲げ、本町の教育・保育事業等子ども・子育て支援のさらなる充実を目指します。

## 2 基本目標

基本理念の実現に向けて、本町の現状と第2期計画の取り組みを踏まえ、以下の5つの基本目標を定め、基本施策を展開します。

### 基本目標1 地域における子育て支援

---

核家族化の進行、共働き世帯の増加など、子育て世帯の状況は変化しており、子育て支援に対するニーズも多様化しています。

令和2年4月に開園した認定こども園や子育て支援センター、児童館などの公的施設を中心に、教育・保育等子育て支援の充実を図るとともに、学校や地域、行政など関係機関が連携して子どもと子育て家庭を支援する取り組みを推進します。

### 基本目標2 子どもと保護者の健康と健やかな成長

---

子どもの健やかな成長には、保護者の豊かな愛情と、安心して過ごせる家庭や地域の環境が大切です。

子育て家庭の不安や負担を軽減し、妊娠から出産、子育てまで切れ目のない、安心して健康に子どもを産み・育てられる取り組みを推進します。

### 基本目標3 仕事と生活の調和の実現

---

共働き世帯が増加している現代では、子ども・子育てと仕事とを切り離すことは困難であり、仕事と生活（子ども・子育て）の調和の実現が不可欠です。

働くすべての保護者が子育てしながら安心して就労できるよう、教育・保育施設等の充実を図るとともに、事業所等の協力のもと仕事と子育ての両立に向けた取り組みを推進します。

### 基本目標4 子どもの人権の尊重と安全・安心の確保

---

未来を担う子どもの健やかな育ちと子育て家庭を支えることは、本町の未来を創ることにつながっています。

すべての子どもの健やかな育ちと発達が保証され、子どもの最善の利益が実現する地域社会づくりを目指し、子どもを守り、子育て家庭を地域のみinnで支える取り組みを推進します。

## 基本目標5 特に支援を必要とする子どもや家庭への支援

---

すべての子どもの健やかな成長に向けて、子どもと子育て家庭の支援を行います。

発達に課題がみられる子どもや、貧困等家庭の状況により満足する環境を得ることが難しい子ども、ヤングケアラーの状態にある子ども、不登校やいじめなどの問題を抱える思春期の子どもなど、支援を必要とする子ども・家庭の早期発見と適切な支援に取り組みます。

### 3 施策の体系

#### 基本理念

一人ひとりが考え 子育てを地域で支える すくすくゆめの郷・おおさと

基本目標	基本施策
1 地域における子育て支援	1 教育・保育サービスの充実 2 地域における子育て支援サービスの充実 3 子育て支援のネットワークづくり
2 子どもと保護者の健康と健やかな成長	1 子どもと保護者の健康の確保 2 児童の健全育成 3 次世代の親の育成 4 家庭や地域の教育力の向上
3 仕事と生活の調和の実現	1 仕事と子育ての両立の推進 2 男女共同参画社会の形成
4 子どもの人権の尊重と安全・安心の確保	1 子どもの人権の確保 2 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進 3 子どもの交通安全を確保するための活動及び環境の充実
5 特に支援を必要とする子どもや家庭への支援	1 障がい児対策の充実 2 子ども虐待防止対策の充実 3 心の問題を抱える子どもへの対策 4 ひとり親家庭等の自立支援の推進 5 こどもの貧困の解消に向けた対策

## 第4章 子ども・子育て施策の展開

---



## 第4章 子ども・子育て施策の展開

### 基本目標1 地域における子育て支援

#### (1) 教育・保育サービスの充実

共働き世帯の増加などを背景に、教育・保育施設の利用意向が高まっています。これらを含め、子ども・子育て世帯の教育・保育等ニーズを把握し対応するため、認定こども園などの民間事業者の協力を得ながら、ニーズを踏まえた、より質の高い教育・保育サービスの提供を図ります。

事業名	事業の内容	担当課
教育・保育事業 (認定こども園)	就学前の子ども幼児教育、保育を提供する県から認定された施設で、幼稚園部分の子どもと、保育園部分の子どもが同じ施設に通います。 町内では、民営による認定こども園が1施設あり、町内の子ども・子育て家庭のニーズを踏まえた教育・保育サービスを提供しています。年度途中の利用希望者について、保育士不足により一時的に利用待機が発生することがありますが、国県補助事業を活用し、保育環境充実を図ることで、引き続き町内の子ども・子育て家庭のニーズを踏まえた教育・保育サービスの提供に努めます。	町民課
延長保育事業	勤務形態の多様化や通勤時間の長い保護者のニーズに対応するため、保育認定された時間区分を超えて子どもを預かる事業です。第2期計画期間中において、実施施設である認定こども園と連携し、希望するすべての方が、延長保育事業を利用できる環境づくりに努めました。引き続き、希望するすべての方が利用できる環境づくりに努めます。	町民課
一時預かり事業	一時的に家庭での保育が困難となった場合などに預かる事業です。第2期計画期間中において、教育認定の在園している子どもを教育時間終了後や長期休業中等に一時的に預かる「幼稚園型」と、在園していない子どもを、理由を問わずに一時的に保育する「一般型」を認定こども園において実施し、希望するすべての方が、一時預かり事業を利用できる環境づくりに努めました。引き続き、希望するすべての方が利用できる環境づくりに努めます。	町民課
地域型保育事業	地域が抱えるさまざまな保育ニーズに、きめ細かく対応していくための制度で、原則0～2歳児を対象に、①小規模保育事業、②家庭的保育事業、③事業所内保育事業、④居宅訪問型保育事業の4種類があります。町内では小規模保育事業を1施設が実施しています。引き続き、町内の子ども・子育て家庭のニーズを踏まえた保育サービスの提供に努めます。	町民課

事業名	事業の内容	担当課
病児病後児保育事業	病児・病後児について、病院等に付設された専用スペースなどで一時的に保育する事業です。令和4年度から、大和町にある病後児保育室の広域利用を開始し、町民が利用できる環境をつくり、町の広報誌やホームページで周知を図っていますが、利用実績はありません。引き続き、町の広報誌やホームページ等で周知を図っていきます。	町民課
民間施設の誘導	第2期計画期間中において、民間の保育施設等の整備等に関する相談はありませんでした。引き続き、必要に応じた施設整備がなされるよう支援・誘導していきます。	町民課

## (2) 地域における子育て支援サービスの充実

核家族化が進行し、地域のコミュニティが希薄化している現在、子育て家庭は孤立や子育てに関する不安・負担を感じるケースが少なくありません。子どもは地域社会にとって明るい未来を担う存在であり、子どもの健やかな育ちと子育てを、地域社会全体で支えていくことが求められます。

子育ての不安感の緩和や子どもの健やかな育ちを支援するため、子育て支援センターや児童館等における相談・交流事業などに取り組むとともに、子育て支援情報等を発信し、地域で子育てを支援できるよう意識の向上に取り組めます。

事業名	事業の内容	担当課等
地域子育て支援拠点事業	子育ての不安感の緩和や子どもの健やかな育ちを支援するため、育児不安等を抱えている保護者からの相談や、子育て講座及び親子のつどい等の子育て支援事業を実施します。第2期計画期間中において、子育て支援センターで自由來園やサークル活動を実施し、親子がつどえる場所の提供に努めるとともに、育児不安を抱える保護者からの相談に対応しました。引き続き、親子がつどえる場所の提供に努めます。	町民課 子育て支援センター
利用者支援事業	こども及びその保護者等、または妊娠している方がその選択に基づき、教育・保育・保健その他の子育て支援を円滑に利用できるよう、必要な支援を行う事業です。 第2期計画期間中において、こども健康室で、保健師による妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する相談支援を実施しました。引き続き、相談対応、相談支援を実施します。	町民課
児童館等における子育て支援事業	児童が自由に來館（園）し、遊びを通じて健康の増進と情操を豊かにすることを目的とし、第2期計画期間中において、児童館では伝統継承活動や読み聞かせを通じて、高齢者と児童の交流を行い、子育て支援センターでは行事やレクリエーションを毎月開催し、異年齢児交流や保護者間交流を促進しました。引き続き、児童館と子育て支援センターにおいて実施します。	町民課 児童館 子育て支援センター

事業名	事業の内容	担当課等
子育て支援情報の発信	<p>第2期計画期間中において、乳幼児保健事業年間予定表（こどものすくすく予定表）全戸配布し、健診日程等の周知を図りました。</p> <p>また、対象者に母子健康手帳アプリで健診日程等の通知をするほか、子育て支援センターや児童館に関するホームページを適宜更新し、より分かりやすい情報提供に努めました。引き続き、母子健康手帳アプリやホームページ等を活用し、子育て支援情報の充実に努めます。</p>	町民課 子育て支援センター
民生委員児童委員の資質向上	<p>第2期計画期間中において、ヤングケアラーに関する講演会は実施したものの、子育てに関する講演会や施設見学の実施はありませんでした。</p> <p>引き続き、子育てに関する講演会や児童福祉施設の見学研修などを通じて、委員の資質向上を図り、行事等への参加や訪問等を通して子育て支援事業へ協力体制を充実します。</p>	町民課 保健福祉課
放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	<p>保護者が就労等により日中家庭にいない小学1～6年生を対象に、適切な遊び及び生活の場を提供するとともに児童の健全育成を図る事業です。第2期計画期間中において、大郷町児童館内の「おおさと児童クラブ」で、適切な遊び及び生活の場を提供することができました。引き続き、「おおさと児童クラブ」において実施します。</p>	町民課 児童館
放課後の子どもの居場所づくり（放課後子ども教室）	<p>平成24年度以降、毎週2回「放課後子ども教室事業（郷子舎）」が行われていましたが、令和2年度当初からの新型コロナウイルス感染症感染拡大防止に伴う対面事業の自粛等により、近年は取り組みを行っていない状況です。今後は「放課後児童対策パッケージ」を踏まえ、本町の現状に即したニーズの把握に努めながら新たな事業の実施も含めて検討していきます。</p>	社会教育課

### (3) 子育て支援のネットワークづくり

子どもと子育てを取り巻く環境が変化する中、子育て支援に対するニーズも多様化しています。

きめ細やかな子育て支援を効果的、かつ、効率的に提供し、地域をあげて子育て支援を展開していくためには、子どもと家庭、認定こども園等や学校、地域、行政など関係機関が連携して活動する「子育て支援ネットワーク」の形成・充実が求められます。

町民や関係団体の協力を得ながら情報の共有化を図り、各種子育て支援のネットワーク形成・強化に努めます。

事業名	事業の内容	担当課等
子育て支援ネットワークの形成	<p>第2期計画期間中において、こども園長・校長会議を毎月開催し、情報共有と事業連携に努めました。</p> <p>また、要保護児童等虐待防止連絡協議会への参加、いじめ問題対策連絡協議会等の開催を通じて、その都度、関係機関との各個別事案の情報共有と連携を実施し、必要な対応を行うことで町内の子育て支援の連携強化に努めました。</p> <p>家庭・学校・社会など、子どもを取り巻く環境の変化は激しく、虐待やいじめ等についても、今後、様々な形態の人権に対する脅威に対応していく必要があります。</p> <p>また、社会活動の活発化に伴い、子育て支援ネットワークの形成の中心となる社会教育課において、再び関係各所と連携しながら事業を再開していけるように体制づくりが必要です。</p> <p>第3期計画期間においては、社会教育課を中心に、学校・認定こども園・小規模保育施設・子育て支援センター・関係機関などによる子育てネットワークを形成し、課題の共有等を行い、町内の子育て支援の連携を強化していきます。</p>	<p>学校教育課 社会教育課 町民課</p>
子育てサークルの育成	<p>第2期計画期間中において、子育て支援センターで自由参加型サークルや年齢別サークル活動を実施し、子育て中の親の交流を図りました。</p> <p>子育て支援サークル「ぼっかぼか」の活動は新型コロナウイルス感染症の影響で令和元年を最後に行われていない状況です。</p> <p>引き続き、子育て支援センターで、保護者のニーズに応じたサークル活動を実施し、子育て中の親の交流を図っていきます。</p> <p>また、地域ボランティアによる子育て支援チームについては、少子化対策の一環として拡充を図っていきます。</p>	<p>町民課 社会教育課 子育て支援センター</p>

## 基本目標2 子どもと保護者の健康と健やかな成長

### (1) 子どもと保護者の健康の確保

核家族化の進行によって頼れる家族が身近におらず、妊娠・出産の不安や悩みの相談ができず、出産後の子育てを母親一人が担うなど、母親の負担が大きくなっていると考えられます。母親が安心して子どもを産み、育てるためには、的確な情報を提供し、気軽に相談できる体制を整えることが望まれます。

本町では、これまで「母子健康手帳」の交付をきっかけとして、妊娠・出産後の母子の定期的な健診や相談、訪問指導などにより子どもと母親の健康と不安等の解消に努めてきました。引き続き各種健診等を実施するとともに、健診費用の助成を継続するなど受診しやすい環境づくりに努めます。

事業名	事業の内容	担当課等
母子健康手帳交付時における保健・栄養指導	<p>妊娠期を安心、安全に過ごすために母子健康手帳交付時には、保健師がすべての妊婦と面談を行い、安心して出産出来るように必要な助言や指導を実施しました。</p> <p>また、栄養指導については、必要時栄養士と連携し、妊婦が不安や悩みを抱え込まないように支援しました。</p> <p>なお、令和4年度から、母子健康手帳交付時に出産・子育て応援給付金の申請受付を行っており、経済的な支援と伴走型支援に繋げるためのきっかけ作りを行っています。</p> <p>引き続き、母子健康手帳交付時に面談を行い、必要な情報提供や指導を継続していくとともに、支援を必要とする妊婦についてカンファレンスを実施し、支援の必要性の判断や方向性の確認を行い、より適切な支援が提供出来る体制を整えていきます。</p>	町民課
妊婦一般健康診査の実施	<p>母子健康手帳交付時に助成券を交付し、費用助成を行っており、宮城県医師会に業務を委託し、広域で実施することで健診可能な医療機関の選択肢を増やし、受診しやすい環境を整えています。</p> <p>健診で医療的な指導を必要とする場合には、妊婦が医療機関にて指導や治療を受けており、その際に、医療機関から情報提供があったケースは、保健師が家庭訪問等を行っています。</p> <p>引き続き、母子ともに健やかな出産を迎えられるよう、宮城県医師会と健診項目を協議し、追加や助成額の見直し等の改善を行いながら、妊婦1人あたり14回分の妊婦健康診査助成券を交付し、定期的な受診を推進します。</p>	町民課

事業名	事業の内容	担当課等
乳幼児家庭全戸訪問事業	<p>母子健康手帳交付時と出生届時に、新生児訪問を行う旨を説明し、新生児訪問、乳児家庭全戸訪問、産婦訪問を同時に実施しており、里帰り出産の場合は、里帰り先市町村へ訪問を依頼しています。</p> <p>訪問では、児の発育・発達状況の確認、母親の心身の体調や悩み等について話を聴き、必要に応じて保健指導や経過観察を実施し、予防接種、町の子育て支援の紹介等、母親が安心して子育てができるよう情報提供を行っています。</p> <p>特定妊婦に対しては、妊娠期から電話や家庭訪問で支援を行います。</p> <p>引き続き、出生届に基づき、保健師が全新生児及び産婦の訪問指導を行い、令和5年度から始めている産後ケア事業や出産・子育て応援給付金等の他事業と連携を図りながら、新生児の発育の確認や母親の育児不安の軽減に努めます。</p>	町民課
乳幼児健康診査の充実	<p>小児科・歯科診察（乳児健診を除く）、育児・栄養・歯科相談を実施し、疾病や発育発達の遅れ、虐待等の早期発見に努め、医療、精神発達相談等につなげるよう努めています。</p> <p>医師による診察のほか、歯科衛生士による集団健康教育、歯科診察時の個別相談、栄養士による希望者または栄養士が気になるケースの個別相談を実施し、保護者と、発達や育児状況を共有し、共に考え、提案することで、育児不安の軽減に努めました。</p> <p>個別の課題としては、外国籍の方が宗教上の理由により、健診に来ることが難しい場合（父が同席していないと、家から出られない等）への支援方法を検討する必要があり、健診前後にカンファレンスを実施し、支援を必要とする母子について、支援の必要性の判断や方向性の確認を行い、より適切な支援が提供出来る体制を整えていきます。</p>	町民課
幼児歯科健康診査の充実	<p>保護者が離乳食への理解を深め、成長発達に応じた無理のない進め方ができるよう支援するため、離乳食教室や乳幼児健診時（1歳6か月児・2歳児健診・3歳児健診）に歯科健康診査及び歯科衛生士による歯科相談・歯科指導を行っています。</p> <p>離乳食のモデル献立を提示しながら、離乳食講話や歯科衛生士による適切なブラッシングの方法などについての指導と歯科相談を実施しており、参加が難しい場合は、資料を送付し、適切な離乳食の啓発を行い、希望者には家庭訪問による離乳食相談が可能であることを周知しています。</p> <p>個別の課題としては、外国籍の方が宗教上の理由により、健診に来ることが難しい場合（歯磨きの習慣がなく虫歯が多い等）への支援方法を検討する必要があります。</p> <p>引き続き、歯の健康を守るため、歯科健康診査及び歯科衛生士の指導を実施します。</p> <p>また、令和6年度より、1歳6か月児と2歳児健診の際にフッ素入りペースト歯磨きを配付しており、虫歯があった児には歯科受診を勧め、受診状況を確認します。</p>	町民課

事業名	事業の内容	担当課等
乳幼児相談の充実	<p>子育て支援センターにおける随時相談のほか、おやこのへやを年12回（月1回）実施しており、新生児訪問時や乳幼児健診時に声掛けを行い、参加者を募集しています。</p> <p>保護者が正しい知識に基づき安心して育児ができるよう、引き続き、子育て支援センターにおける子育て相談や、保健師、栄養士による育児相談と親子のふれあい（おやこのへや）を実施します。</p>	町民課 子育て支援センター
食育の推進	<p>第2期計画期間中において、親子参加型の食育事業を実施しており、地場産品の普及、地産地消や生産者・自然への感謝の心を育む一助となっています。</p> <p>今後も大郷町教育振興基本計画や大郷町食育推進計画に基づき、児童・生徒の望ましい生活習慣の育成と健康の保持増進を図るため、地域の食文化に対する理解と、自然からの恩恵に対する感謝の心などを育む教育を推進します。</p>	保健福祉課 町民課 給食センター
小児医療の充実 (確保)	<p>黒川医師会及び圏域市町村との連携により、休日診療体制を構築してきました。圏域市町内に新たに小児科標榜医療機関が設置された一方で、小児救急医療は圏域外医療機関に頼らざるを得ない状況が続いています。</p> <p>引き続き、小児救急医療の体制確保のため、こども健康室が中心となり、黒川医師会及び圏域市町村との連携を図るとともに、子どもの救急医療に関する体制整備の必要性について、県への要望を継続して行っていきます。</p>	保健福祉課 町民課

## (2) 児童の健全育成

子どもは、様々な人との関わりや体験を通して、これからの社会を「生きる力」を身につけていきます。子どもの「生きる力」を育むために、子どもの成長を支える家庭と地域、学校や行政など関係機関が連携し、健全育成のための環境づくりに取り組むとともに、多様な体験活動等の充実に努めます。

また、「放課後児童対策パッケージ」を踏まえ、関係機関との連携による「おおさと児童クラブ」の運営に努めます。

事業名	事業の内容	担当課等
青少年健全育成町民会議活動の推進	青少年の健全な育成を町民総ぐるみで推進することを目的に、青少年関係団体と連携し、町主催イベント等の機会をとらえながら様々な啓発活動を推進します。	社会教育課
健全育成対策の充実	子どもが心身共に健全に成長できるよう、警察署や防犯協会等の関係機関と連携しながら、非行防止啓発活動、文化・スポーツ等コミュニティ活動、青少年活動指導者の育成等を通じて地域社会が一体となり、健全育成対策を推進します。	社会教育課 総務課
体験学習の開催	小中学校においては、協働教育計画による職場体験を実施します。 また、青少年が体験活動を通じて、健全な心身の発達を促すための事業を推進し、町施設を活用した体験学習事業の充実に図ります。	学校教育課 社会教育課
人権教育の実施	小中学校においては、人権教育活動計画により、身近な友達や家族、障がいのある人、誰もが社会の大切な存在であることを学び、子どものころから他人を思いやる心を育てることにより、人権感覚を身につけることをねらいとした、人権教育を実施します。	学校教育課
子ども会活動の支援	各地区の子ども会活動を支援します。また、こうした中からジュニア・リーダーの積極的勧誘・育成を行います。	社会教育課
スポーツ・レクリエーション教室の開催	児童・生徒のスポーツ活動を推進するため、各協会と連携を図り、初心者から参加できるスポーツ教室や大会を開催します。	社会教育課
スポーツ少年団活動の充実	スポーツ少年団活動の充実に図り、児童・生徒のスポーツ活動を支援します。 また、指導者育成講習会やスポーツハラスメントに関する啓発等、各種情報発信も強化していきます。	社会教育課
放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）（再掲）	保護者が就労等により日中家庭にいない小学1～6年生を対象に、大郷町児童館内の「おおさと児童クラブ」で、適切な遊び及び生活の場を提供するとともに児童の健全育成を図ります。	町民課 児童館
放課後の子どもの居場所づくり（放課後子ども教室）（再掲）	「放課後児童対策パッケージ」を踏まえ、町民課・児童館との連携を密にし、児童の居場所づくりについてサポートしていきます。	社会教育課

### (3) 次世代の親の育成

少子化や核家族化などにより、子どもにふれあう機会が少ないまま親となる人が増えていると考えられます。赤ちゃんとのふれあいや、子育て体験などを、発達段階に応じて次世代の親として自覚と正しい認識を持てるよう取り組んでいくことが重要です。

特に思春期の子どもは、自分の心身の成長に伴う悩みや不安に加え、SNSなど情報通信手段の発達など社会環境の変化も大きく、心身の不安定や生活習慣の乱れにつながります。小中学校において全体計画に基づき性教育や自殺予防教育など命の大切さを伝え理解する教育を推進します。

事業名	事業の内容	担当課
思春期保健相談体制の充実	小中学校と連携しながら、パンフレット配布等の情報発信を行うとともに、学童期・思春期における心の相談に対応し、関係機関との連携を図ります。	町民課
思春期保健体験事業	学校等の関係機関と連携し、子どもを対象としたSOSの出し方教室、教職員等を対象としたSOSの受け止め方に関する研修等を実施します。 また、思春期における性教育に関する事業実施の必要性について、学校等の関係機関と検討していきます。	町民課
関係機関の連携の推進	学童期・思春期における心とからだの問題について、関係機関との連携を図り、課題や取組について検討していきます。	町民課

#### (4) 家庭や地域の教育力の向上

核家族化や少子化、地域コミュニティの希薄化などにより家庭の教育力・子育て力の低下が指摘されています。

子どもの健やかな成長を支援していくため、家庭と学校や地域、行政等が連携し、家庭に求められる教育力の向上を支援するとともに、家庭教育や地域交流等機会の充実に取り組みます。

事業名	事業の内容	担当課等
保護者への学びの場の提供	乳幼児期の子どもの成長に関わる正しい知識や親の役割、家庭環境づくりなど育児や家庭環境に関する情報の提供に努めます。 また、子どもを持つ保護者が情報交換のために集まれるイベントの開催や、子どもの成長に関わる正しい知識や親の役割、家庭環境づくりなど、専門的な知識や経験を有する者を講師として招いた講演会を企画するなど、家庭教育に関する学習機会の提供に努め、家庭の教育力の向上を図ります。	社会教育課 町民課
家庭教育の充実	コーディネーターと連携しながらニーズの把握を行い、必要に応じて家庭教育の充実に関する事業を実施します。	社会教育課
地域の人材活用の推進	宮城県において、部活動の地域移行を令和8年度に控えていることをふまえ、社会教育課を中心とした学校地域連携事業を展開していきます。 地域の人材を授業、行事、部活動等に活かすことにより、児童・生徒の興味・関心を高め、学校の活性化の推進を図ります。	社会教育課 学校教育課
子育てサポーター事業の充実	宮城県が開催する子育てサポーター養成講座について、関係団体や町民に対し、広く周知していきます。 また、社会教育課等の関係課職員の研修会参加を進めます。	社会教育課 町民課
読書による親子のふれあい促進	子育て支援センター等で、絵本や紙芝居の読み聞かせを行う自由参加型サークルを毎月開催し、本の読み聞かせを通じて親子のふれあいを深める場を提供していくとともに、自宅等でも読み聞かせを行ってもらえるよう、乳児健診の際に絵本の配布を行います。 また、公民館において、図書の実践や展示の工夫をしていきます。	町民課 公民館
小中学生対象の様々な体験学習の開催	公民館、文化会館等の社会教育施設を活用しながら、児童・生徒を対象とした様々な体験学習・催しを開催します。	社会教育課 公民館
スポーツ・レクリエーション教室の開催(再掲)	児童・生徒のスポーツ活動を推進するため、各協会と連携を図り、初心者から参加できるスポーツ教室や大会を開催します。	社会教育課
スポーツ少年団活動の充実(再掲)	スポーツ少年団活動の充実を図り、児童・生徒のスポーツ活動を支援します。 また、指導者育成講習会やスポーツハラスメントに関する啓発等、各種情報発信も強化していきます。	社会教育課

## 基本目標3 仕事と生活の調和の実現

### (1) 仕事と子育ての両立の推進

男性も女性も仕事と子育ての両立ができるよう、子育て支援事業等の充実を図るとともに、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の考えを一層浸透していくことが大切です。しかし、アンケート調査において母親の育児休業制度の取得状況は38.1%でしたが、父親の取得率は10.2%と、依然として低い水準であり、引き続き、制度の周知等取り組みの充実を図る必要があります。

国では次世代育成支援対策推進法に基づき、一定の基準を満たした企業を“子育てサポート企業”として「くるみん認定」、さらに相当程度両立支援の制度の導入等高い水準の取り組みを行っている企業を「プラチナくるみん認定」として認定しています。また、令和4年4月から「トライくるみん認定」、不妊治療と仕事の両立に取り組む企業を「くるみん認定」にプラスして認定する「プラス認定」が新たに始まりました。令和7年4月1日からは次世代育成支援対策推進法の改正に伴い、育児休業をした男性労働者の割合の変更など、くるみん認定の認定基準等が改正されます。しかし、本町内に認定を受けた事業所はまだなく、このような認定・表彰制度も活用して事業所への働きかけ等を行います。

事業名	事業の内容	担当課
町内事業所への認定マークの活用の啓発	厚生労働大臣が一定の基準を満たした企業を「子育てサポート企業」として認定する、認定マーク(くるみん)や特例認定マーク(プラチナくるみん)の活用に向けて、商工会と連携し周知を図るなど、事業所に理解と取り組みの充実を図るよう啓発活動を行います。	農政商工課

### (2) 男女共同参画社会の形成

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会の実現を目指す「男女共同参画社会基本法」が平成11年6月に公布・施行されました。

これを実現するための5本の柱の一つに「家庭生活における活動と他の活動の両立」があげられ、「男女が互いに協力して家族としての役割を果たしながら仕事や学習等ができるようにする」必要があります。また、地方公共団体は、「国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。」とされており、令和6年3月に策定した「大郷町男女共同参画プラン」に基づく施策を実施していきます。

事業名	事業の内容	担当課
男女共同参画の推進	大郷町男女共同参画プランに基づき、あらゆる分野における女性活躍推進や安全・安心な暮らしの確保、男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくりを進めます。	総務課

## 基本目標4 子どもの人権の尊重と安全・安心の確保

### (1) 子どもの人権の確保

「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」は、子どもの基本的人権を国際的に保障するために定められた条約です。18歳未満の児童(子ども)を、権利をもつ主体と位置づけ、子どもの「生存」、「発達」、「保護」、「参加」という包括的な権利を実現・確保するために必要となる具体的な事項を規定しています。

子どもに対する事件や事故が大きな社会問題となっている今日、子どもの人権について改めて学び、理解を深める活動を推進します。

事業名	事業の内容	担当課等
子どもの権利に関する啓発	小中学校においては、人権教育活動計画により、子どもの権利に関する事業を実施するとともに、人権擁護委員による人権啓発・相談など、子どもの保護と基本的人権の尊重を促進することを目的とした「子どもの権利条約」及び「いじめ防止対策推進法」の啓発・普及に努めます。 また、児童虐待やヤングケアラーに関する広報・啓発を実施します。	保健福祉課 町民課 小中学校
子どもの人権教育の実施	小中学校においては、人権教育活動計画により、子どもの人権に関する授業を実施するとともに、人権擁護委員による人権教室を開催します。 また、いじめ防止対策と人を思いやる心を育てるために、学校等の関係機関との連携を図ります。	保健福祉課 町民課 小中学校
各種相談事業	人権相談(人権擁護委員会)等の各種相談事業を実施します。 また、安心して相談できる環境の充実を図るため、関係機関と連携し専門性の高い相談員の確保に努めます。	保健福祉課

## (2) 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

地域コミュニティの希薄化が進む中、地域で子どもの安全を見守る活動はますます重要となっています。認定こども園や小中学校等での安全確保はもちろんのこと、地域における子どもの安全を確保するため、地域や学校、警察や行政等が協力し防犯活動等を推進します。

また、情報通信技術が急速に発達しインターネットの利用が進む中、インターネット上でのいじめや個人情報の流出など、子どもが犯罪に巻き込まれる事件も発生しています。情報化社会において子どもたちがインターネット等を安全に利活用できるよう指導等を拡充していきます。

事業名	事業の内容	担当課
不審者対応マニュアルの作成と訓練等対策の充実	小中学校や児童館で作成している不審者対応マニュアルに基づき不審者対応訓練を実施し、不備等があった場合にはマニュアルの見直しを図り、子どもの安全確保に努めます。 また、認定こども園等の子どもが利用する民間施設においても、策定している不審者対応マニュアルに基づいた不審者対応訓練の実施やマニュアルの見直しについて働きかけていきます。	学校教育課 町民課
保護者・地域との連携による防犯活動の促進	保護者や地域の住民、学校、警察などが連携し、「子ども 110 番の家」の設置や「子どもみまもり隊」による防犯活動を促進します。 また、適宜設置の見直しを行います。	総務課 学校教育課
防犯灯の設置	夜間における犯罪等の防止を図るため、防犯灯の設置・LED化や防犯カメラの設置を推進します。	総務課
有害環境対策の推進	子どもの権利を侵害する有害環境（児童買春、ポルノ等）を防止するため、関係機関と連携しながら啓発事業を推進します。	総務課 学校教育課 保健福祉課
情報活用能力（リテラシー）の向上	インターネットやスマートフォンなど情報化社会を安全に利用するため、判断力の育成や被害防止対策など、学校や関係機関の協力のもと適切な教育・対策を講じます。	学校教育課

### (3) 子どもの交通安全を確保するための活動及び環境の充実

子どもを交通事故から守るため、地域団体や関係機関と連携しながら、通学路における交通安全指導や交通安全教室における指導を行うとともに、歩道やカーブミラー等交通安全施設の整備を図り、子どもの交通安全の確保に努めます。

事業名	事業の内容	担当課等
交通安全街頭指導の実施	小中学生の登校時の交通安全などを図るため、町内通学路の交差点に地域ボランティア及び交通指導隊による街頭指導を実施します。	総務課
各交通安全関連団体による交通安全運動の実施	町、警察署をはじめとする交通安全関連団体、機関による交通安全運動、交通事故防止運動を継続して実施します。	総務課
交通安全教室	子どもたちを交通事故から守るため、認定こども園、小規模保育園、小学校に交通指導隊員を派遣し、交通安全教室を実施します。	総務課
道路環境整備事業	通学路点検等をふまえ、歩道やカーブミラー、防犯灯の整備により、安全な道路環境の確保を進めます。	総務課 地域整備課
交通安全看板等の設置	町内における交通事故等の抑止のため、既存の看板の撤去・更新を含め、交通安全に関する看板を設置します。	総務課
公共施設等のバリアフリー化の推進	県福祉のまちづくり条例に基づき、道路や公共施設のバリアフリー化を計画的に進めます。	財政課 農政商工課 地域整備課 公民館 学校教育課 社会教育課 町民課

## 基本目標5 特に支援を必要とする子どもや家庭への支援

### (1) 障がい児対策の充実

障がいの有無にかかわらず、すべての子どもが等しく、明るく、安心して生活できるよう、子ども一人ひとりのニーズに応じた支援が必要です。

障がいのある子どもや発達に偏りのある子どもに対し、早期に相談・指導等を行うとともに、「障がい児通所支援」や「障がい児相談支援」などの障がい児福祉サービス等を推進します。

事業名	事業の内容	担当課
精神発達相談	障がいのある子どもの発達を促すことを目的として、幼児精神発達相談「のびのび相談」において、臨床発達心理士が発達を促すための関わり方について、保護者や保育士等に助言を行います。 また、新たな健診（5歳児健診）の実施に向け、方法や内容を検討し、精神発達相談に繋がりがやすい環境づくりに努めます。	町民課
障がい児通所支援 ①児童発達支援 ②放課後等デイサービス ③保育所等訪問支援 ④居宅訪問型児童発達支援	①未就学の障がいのある子どもに、日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練等を支援します。 ②障がいのある就学児童に、放課後や長期休暇等を活用し生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進などの支援を行います。 ③保育所等を訪問し、障がいのある児童に対して、集団生活へ適応するための専門的な支援、その他必要な支援を行います。 ④重度の障がい児に対して、自宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等を行います。	保健福祉課 町民課
障がい児相談支援	サービス等の利用計画についての相談及び作成などの支援が必要と認められる場合に、障がいのある児童の日常生活や地域生活を支え、抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援します。	保健福祉課 町民課
医療的ケア児に対する支援	黒川圏域内の医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターと連携し、医療的ケア児が適切な支援を受けられるよう支援します。	保健福祉課 町民課
在宅福祉サービスの推進	障がいや発達に課題のある子どもが、できる限り住み慣れた地域で生活でき、家族の負担を軽減できるよう、訪問介護等の在宅福祉サービスをさらに充実するとともに、地域での生活の充実や社会参加の促進等の幅広い在宅福祉サービスを推進します。	保健福祉課 町民課
特別支援教育の充実	保護者の了解のもと、保育・教育・福祉・保健が情報の共有による一貫した支援に取り組み、小学校への円滑な移行を推進します。 また、特別支援学級における地域支援の活用や障がいや発達に偏りのある子どもに対する教職員の研修等の機会を増やし、支援体制の強化を図ります。	学校教育課 町民課

## (2) 子どもの虐待防止対策の充実

子どもの虐待を防止するためには、保健や医療、福祉、教育等の関係機関の連携を深め、情報を共有し、訪問や指導・助言、援助等の支援を行うことが求められます。

本町では、要保護・要支援児童、特定妊婦、高齢者、障害者への虐待防止や保護を目的とした大郷町要保護児童等虐待防止連絡協議会において、代表者会議及び実務者会議を開催し、関係機関が連携・協力しながら、子どもや家族への援助の方法や対策を協議しています。今後も、関係機関との連携を密にし、要保護児童等の早期発見・早期対応と、児童虐待の未然防止に取り組みます。

事業名	事業の内容	担当課
要保護児童等虐待防止連絡協議会（要保護児童等対策部会）の推進	子どもの虐待に対して、福祉・保健・医療・教育など関係機関が連携し、子どもや家族への援助の方法や対策を協議する要保護児童等虐待防止連絡協議会（要保護児童等対策部会）の実務者会議を開催します。	町民課
子どもの虐待防止の啓発	子どもの虐待が生まれる環境、虐待の兆候、虐待とは何か等、関係者の研修会への参加等により虐待について理解を深めるとともに、広報による啓発活動などにより、子どもの虐待防止に努めます。	町民課
養育支援訪問事業	望まない妊娠、若年の妊産婦、強い育児不安やストレスを抱えている養育者など養育支援が特に必要な家庭に対し、自宅を訪問し、育児不安の解消や子育て方法などの助言等を行います。	町民課
DV対策の充実	DVにより被害を受けた配偶者や家族、子ども等を保護することができるよう、情報提供や関係機関との連携を図るなど対応に努めます。	保健福祉課 町民課

### (3) 心の問題を抱える子どもへの対策

子どもは、多様な人との出会いやさまざまな体験を通して、社会の一員として成長していきます。しかし、SNSがコミュニケーションツールとして大きな比重を占め、人と人との直接的なつながりが減少していることもあり、近年、特に困難やストレスに直面したときに、支援を求めることが難しい状況にあるようです。

ストレスや問題が生じたときに一人で抱え込まず、周囲の信頼できる大人に助けを求めることができるよう、児童・生徒のSOSの出し方に関する教育を行うとともに、悩みを相談しやすい環境の整備を推進します。

事業名	事業の内容	担当課等
SOSの出し方教育	学校等の関係機関と連携し、子どもを対象としたSOSの出し方教室、教職員等を対象としたSOSの受け止め方に関する研修等を実施します。	町民課 学校教育課 小中学校 保健福祉課
スクールソーシャルワーカー・スクールカウンセラーの配置	児童・生徒が抱える悩みや困りごとを多角的な視点から支援するために配置し、安心して学校生活を送ることができるよう支援します。	学校教育課
不登校支援のための連携強化	様々な要因によって不登校となった児童・生徒に対し、子どもの心のケアハウスを中心に、学校のみならず関係機関が連携し、家族を含めた包括的な支援を行います。	学校教育課
児童・生徒に対する普及啓発活動の推進	学校等の関係機関と連携し、児童・生徒に対するSOSの出し方に関するチラシの配布等による普及啓発を図ります。これを通じて、教職員や保護者の関心も高めます。	町民課

#### (4) ひとり親家庭等の自立支援の推進

ひとり親家庭では、仕事と子育ての両立は必要不可欠であり、両立に向けた各種情報の提供や相談、経済的支援などを行うことが求められます。

そのような家庭に対して、「女性・母子相談」での相談や助言・指導などにより経済面や就労面の支援、関係機関の紹介を行う他、「児童扶養手当」、「母子父子家庭医療費助成」により経済面の支援を行います。

事業名	事業の内容	担当課
生活援助対策事業の推進	ひとり親家庭に対して、安定した日常生活を送ることができるよう、児童扶養手当の支給や医療費の助成等を実施します。	町民課
女性・母子相談	女性・母子（ひとり親家庭含む）に関する相談に応じ、助言指導や関係機関などの紹介等を行います。	保健福祉課 町民課
生活資金の貸付け等情報の提供	一時的に経済的支援が必要な家庭に対し、町社会福祉協議会で行っている生活福祉資金貸付事業や宮城県で実施している母子父子寡婦福祉資金貸付金事業の情報提供を行います。	町民課

#### (5) こどもの貧困の解消に向けた対策

子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育つ環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、こどもの貧困の解消に向けた対策を推進することが求められています。

支援が必要な子どもやその家庭が適切な支援を受けられるよう、個々の家庭を取り巻く状況について把握し、「教育の支援」、「生活の支援」、「保護者に対する就労支援」及び「経済的支援」に重点を置き、子どもの成育環境の改善や教育環境の整備・充実など、切れ目のない支援となるよう、子育て支援施策を推進します。

事業名	事業の内容	担当課
就学援助費助成事業	経済的な理由によって就学が困難な児童・生徒の保護者に対して、学用品などの費用の一部を助成します。	学校教育課

## 第5章 事業量の見込みと確保方策

---



# 第5章 事業量の見込みと確保方策

## 1 教育・保育及び地域型保育

### (1) 教育・保育給付

幼児期の学校教育と保育の必要性のある子どもについて、幼稚園や保育所、認定こども園、小規模保育等の施設等を利用した場合に給付の対象となります。

給付は「施設型給付」と「地域型保育給付」に分けられます。

#### ◇ 施設型給付

施設型給付の対象事業は、「幼稚園」、「保育所」、「認定こども園」の教育・保育施設となります。

#### ◇ 地域型保育給付

市町村による認可事業（地域型保育事業）として、地域型保育給付の対象となります。

地域型保育給付の対象事業は、「小規模保育事業」、「家庭的保育事業」、「事業所内保育事業」、「居宅訪問型保育事業」の4種類となります。

区 分	概 要
家庭的保育事業	事業主体 : 市町村、民間事業者等 保育実施場所等 : 保育者の居宅、その他の場所、施設 認可定員 : 1人～5人
小規模保育事業	事業主体 : 市町村、民間事業者等 保育実施場所等 : 保育者の居宅、その他の場所、施設 認可定員 : 6人～19人
事業所内保育事業	事業主体 : 事業主等 保育実施場所等 : 事業所の子ども + 地域の保育を必要とする子ども（地域枠）
居宅訪問型保育事業	事業主体 : 市町村、民間事業者等 保育実施場所等 : 保育を必要とする子どもの居宅

## (2) 教育・保育提供区域について

子ども・子育て支援事業計画において、「量の見込み」及び「確保の方策」を設定単位として、地域の実情に応じて保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域（「教育・保育提供区域」）を設定するよう定められています。

本町では、第1期計画、第2期計画において、「教育・保育実施状況や施設の配置、整備状況などを勘案して、全町を一地区として教育・保育提供区域に設定」しています。第3期計画においても、この考えを踏襲し、全町を一つの地区として教育・保育提供区域に設定いたします。

## (3) 教育・保育及び地域型保育の「量の見込み」と「確保方策等」について

幼児期の学校教育・保育において、現在の利用状況とともに将来の利用希望を把握し、計画期間内に必要な施設や事業を確保する必要があります。

第3期計画期間における「量の見込み」については、最小二乗法により算出した結果をもとに、年度途中の転入者及び保育ニーズが増加傾向にあることを踏まえて設定いたします。

上記により推計した「量の見込み」と、現在の利用実績や定員数を踏まえて判断した「確保の方策（施設利用定員数）」は以下のとおりです。

■ 施設型給付及び地域型保育給付 量の見込みと確保の方策（施設利用定員数）（令和7年度）

区 分	1号	2号		3号			計
		幼児期の学校教育の利用 希望が強い	左記以外	0歳	1歳	2歳	
①量の見込み	34	45	26	12	19	30	166
②確保 の方策 (施設 利用定 員)	特定教育・ 保育施設	45	111	12	12	25	205
	特定地域型 保育事業	—	—	6	7	6	19
②-①	11		40	6	0	1	58

■ 施設型給付及び地域型保育給付 量の見込みと確保の方策（施設利用定員数）（令和8年度）

区分	1号	2号		3号			計
		幼児期の学校教育の利用 希望が強い	左記以外	0歳	1歳	2歳	
①量の見込み	33	44	25	12	19	22	155
②確保の方策 （施設利用定員）	特定教育・ 保育施設	45	111	12	12	25	205
	特定地域型 保育事業	—	—	6	7	6	19
②-①	12		42	6	0	9	69

■ 施設型給付及び地域型保育給付 量の見込みと確保の方策（施設利用定員数）（令和9年度）

区分	1号	2号		3号			計
		幼児期の学校教育の利用 希望が強い	左記以外	0歳	1歳	2歳	
①量の見込み	30	42	23	12	19	22	148
②確保の方策 （施設利用定員）	特定教育・ 保育施設	35	91	12	12	25	175
	特定地域型 保育事業	—	—	6	7	6	19
②-①	5		26	6	0	9	46

■ 施設型給付及び地域型保育給付 量の見込みと確保の方策（施設利用定員数）（令和10年度）

区分	1号	2号		3号			計
		幼児期の学校教育の利用 希望が強い	左記以外	0歳	1歳	2歳	
①量の見込み	30	42	23	12	19	22	148
②確保の方策 （施設利用定員）	特定教育・ 保育施設	35	91	12	12	25	175
	特定地域型 保育事業	—	—	6	7	6	19
②-①	5		26	6	0	9	46

■ 施設型給付及び地域型保育給付 量の見込みと確保の方策（施設利用定員数）（令和 11 年度）

区 分	1号	2号		3号			計
		幼児期の学校 教育の利用 希望が強い	左記以外	0歳	1歳	2歳	
①量の見込み	27	38	18	12	19	22	136
②確保 の方策 (施設 利用定 員)	特定教育・ 保育施設	35	91	12	12	25	175
	特定地域型 保育事業	—	—	6	7	6	19
②-①	8		35	6	0	9	58

## 2 地域子ども・子育て支援事業

### (1) 地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」と「確保方策等」について

#### ① 利用者支援事業

本町では“保健センター”内にあるこども健康室において「こども家庭センター型」を実施しています。

第3期計画期間においても引き続き利用者支援事業に取り組みます。

【対象】妊産婦、子どもとその家庭

#### ■ 利用者支援事業

単位：箇所

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	1	1	1	1	1
基本型	0	0	0	0	0
特定型	0	0	0	0	0
こども家庭センター型	1	1	1	1	1
②確保の方策	1	1	1	1	1
②-①	0	0	0	0	0

#### ② 延長保育事業

本町では認定こども園において、施設において実施する「一般型」を実施しています。延長保育ニーズが増加傾向にあることから、第3期計画期間における量の見込み、確保の方策を以下のとおりとします。

【対象】2号認定、3号認定

#### ■ 延長保育事業

単位：人/月

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	83	86	83	83	77
②確保の方策	83	86	83	83	77
②-①	0	0	0	0	0

### ③ 放課後児童健全育成事業（児童クラブ）

本町では大郷町児童館（大郷町中村字屋敷前）において、町内の小学１年生～６年生を対象に「おおさと児童クラブ」（定員 100 人）を開設しています。

第２期計画期間の利用実績を踏まえ、第３期計画期間における量の見込みと確保の方策（定員数）を以下のとおりとします。

【対象】小学１年生～６年生

#### ■ 放課後児童健全育成事業（児童クラブ）

単位：人

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	98	96	96	86	90
小学 1 年生	31	25	24	20	29
小学 2 年生	18	23	18	16	12
小学 3 年生	20	20	28	22	21
小学 4 年生	17	13	13	17	13
小学 5 年生	8	9	6	6	9
小学 6 年生	4	6	7	5	6
②確保の方策	100	100	100	100	100
設置箇所数	1	1	1	1	1
②-①	2	4	4	14	10

### ④ 子育て短期支援事業

本町では子育て短期支援事業は未実施のため第２期計画期間における実績がなく、現時点において実施の予定はありません。

今後、本事業の実施の必要性や費用対効果等の課題について検討を継続し、中間見直し等のタイミングで適宜設定を行います。

## ⑤ 地域子育て支援拠点事業

本町では「大郷町子育て支援センター」において、一般型の常設の地域子育て支援拠点を開設し、実施しています。

第2期計画期間の利用実績を踏まえ、第3期計画期間における量の見込みと確保の方策を以下のとおりとします。

【対象】未就学児とその保護者

### ■ 地域子育て支援拠点事業

単位：人、箇所

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	延べ(月)	70	71	73	76	74
	延べ(年)	836	849	873	917	887
②確保の方策		836	849	873	917	887
設置箇所数		1	1	1	1	1
②-①		0	0	0	0	0

## ⑥ 一時預かり事業

本町では1号(教育)認定の在園している子どもを教育時間終了後や長期休業中等に一時的に預かる「幼稚園型」と、在園していない子どもを、理由を問わずに一時的に保育する「一般型」を認定こども園において実施しています。

第2期計画期間の利用実績、新規事業の開始等を踏まえ、第3期計画期間における量の見込みと確保の方策を以下のとおりとします。

【対象】1号認定

### ■ 一時預かり事業(幼稚園型)

単位：人

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み		32	32	32	32	32
	1号認定	32	32	32	32	32
	2号認定	0	0	0	0	0
②確保の方策		32	32	32	32	32
②-①		0	0	0	0	0

【対象】0歳~5歳

### ■ 一時預かり事業(一般型)(幼稚園型を除く)

単位：人

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み		65	36	36	36	36
②確保の方策		65	36	36	36	36
②-①		0	0	0	0	0

## ⑦ 病児病後児保育事業

本町では大和町にある病後児保育室を広域利用できますが、第2期計画期間において利用実績はありません。

令和6年度時点における利用登録者数を踏まえ、第3期計画期間における量の見込みと確保の方策を以下のとおりとします。

【対象】1歳～小学6年生

### ■ 病児病後児保育事業

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	5	5	5	5	5
②確保の方策	5	5	5	5	5
②-①	0	0	0	0	0

## ⑧ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

本町では子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）は未実施のため第2期計画期間における実績がなく、現時点において実施の予定はありません。

今後、本事業の実施の必要性や費用対効果等の課題について検討を継続し、中間見直し等のタイミングで適宜設定を行います。

## ⑨ 妊婦一般健康診査

妊娠時の異常の早期発見、早期治療等を促進するとともに、妊婦の保健管理の向上を図るため、大郷町の委託先が指定した医療機関等において、産科的診察（指導を含む）、臨床検査及び超音波的検査を行います。

住民基本台帳人口を基に、コーホート変化率法を用いて推計した0歳人口×回数（14回）を第3期計画期間における量の見込みと確保の方策としています。

【対象】妊婦

### ■ 妊婦一般健康診査

単位：人、回

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み（出生数×回数）	336	322	308	294	280
出生数	24	23	22	21	20
回数	14	14	14	14	14
②確保の方策	336	322	308	294	280
②-①	0	0	0	0	0

## ⑩ 乳児家庭全戸訪問事業

乳幼児のいるすべての家庭を訪問することとし、住民基本台帳人口を基に、コーホート変化率法を用いて推計した 0 歳人口を第 3 期計画期間における量の見込みと確保の方策としています。

【 対 象 】 乳幼児のいるすべての家庭

### ■ 乳児家庭全戸訪問事業

単位：人

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	24	23	22	21	20
②確保の方策	24	23	22	21	20
②-①	0	0	0	0	0

## ⑪ 養育支援訪問事業・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

本町では、保護者との信頼関係を構築し、関係機関との連携を取りながら問題の解決に努めています。

第 2 期計画期間の実績を踏まえ、第 3 期計画期間における量の見込みと確保の方策を以下のとおりとします。

【 対 象 】 児童とその保護者

### ■ 養育支援訪問事業・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

単位：人

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	8	8	8	8	8
②確保の方策	8	8	8	8	8
②-①	0	0	0	0	0

## ⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

本町では実費徴収に係る補足給付を行う事業は未実施のため第 2 期計画期間における実績がなく、現時点において実施の予定はありません。

今後、本事業の実施の必要性や費用対効果等の課題について検討を継続し、中間見直し等のタイミングで適宜設定を行います。

## ⑬ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

本町では認定こども園の開設以降の実績がなく、現時点において実施の予定はありません。

今後、本事業の実施の必要性や費用対効果等の課題について検討を継続し、中間見直し等のタイミングで適宜設定を行います。

#### ⑭ 子育て世帯訪問支援事業

訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ事業です。

現時点において実施の予定はありません。今後、本事業の実施の必要性や費用対効果等の課題について検討を継続し、中間見直し等のタイミングで適宜設定を行います。

#### ⑮ 児童育成支援拠点事業

養育環境等に課題を抱える家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図る事業です。

現時点において実施の予定はありません。今後、本事業の実施の必要性や費用対効果等の課題について検討を継続し、中間見直し等のタイミングで適宜設定を行います。

#### ⑯ 親子関係形成支援事業

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイング等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図ることを目的とした事業です。

現時点において実施の予定はありません。今後、本事業の実施の必要性や費用対効果等の課題について検討を継続し、中間見直し等のタイミングで適宜設定を行います。

### ⑰ 妊婦等包括相談支援事業

妊婦等に対して面談その他の措置を講ずることにより、妊婦等の心身の状況、その置かれている環境等の把握を行うほか、母子保健や子育てに関する情報の提供、相談その他の援助を行う事業です。

乳児家庭全戸訪問対象人数を本事業の対象人数と想定し、対象人数×面談回数（3回）を第3期計画期間における量の見込み、確保の方策とします。

【対象】妊産婦、子どもとその家庭

#### ■ 妊婦等包括相談支援事業

単位：回

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	72	69	66	63	60
②確保の方策	72	69	66	63	60
②-①	0	0	0	0	0

### ⑱ 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

保育所やその他の内閣府令で定める施設において、乳児又は幼児であって満3歳未満のものに適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、当該乳児又は幼児及びその保護者の心身の状況や養育環境を把握するための当該保護者との面談並びに当該保護者に対する子育てについての情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

年齢別の必要定員数ごとに毎月1回程度の利用と想定し、第3期計画期間における量の見込みと確保の方策を以下のとおりとします。

【対象】保育所等に通っていない0歳～2歳

#### ■ 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

単位：人日

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	—	3	3	3	3
0歳児	—	1	1	1	1
1歳児	—	1	1	1	1
2歳児	—	1	1	1	1
②確保の方策	—	3	3	3	3
0歳児	—	1	1	1	1
1歳児	—	1	1	1	1
2歳児	—	1	1	1	1
②-①	—	0	0	0	0

### ⑬ 産後ケア事業

退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う事業です。

乳児家庭全戸訪問対象人数を本事業の対象人数と想定し、第3期計画期間における量の見込みと確保の方策を以下のとおりとします。

【対象】 出産後1年以内の母及び乳児

#### ■ 産後ケア事業

単位：人日

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	40	39	37	35	34
②確保の方策	40	39	37	35	34
②-①	0	0	0	0	0

## 3 放課後児童対策パッケージを踏まえた取組の推進

平成30年9月に「新・放課後子ども総合プラン」が策定され、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の整備・充実が位置づけられました。「新・放課後子ども総合プラン」の終了後も「放課後児童対策パッケージ」を踏まえた取組が求められています。

放課後児童クラブにおいては、「放課後児童対策パッケージ」を踏まえ、関係機関と連携し、健全育成のための環境づくりに取り組むとともに、多様な体験活動等の充実に努めます。

また、放課後子ども教室においては、江戸時代の寺子屋をイメージし「郷子舎（さとこや）」と名付けられた大郷小放課後子ども教室が平成24年度から運営されていましたが、令和2年度以降は、児童を交えた活動は行えていません。今後は、「放課後児童対策パッケージ」を踏まえ、本町の現状に即したニーズの把握に努めながら、新たな事業の実施も含め検討していきます。

## 4 教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保

教育・保育施設の整備に努めるとともに、提供する教育・保育の質の向上に向けて“保育士や教諭の研修の充実”、“処遇改善を始めとする労働環境への配慮”、“教育・保育施設への適切な指導監督、評価等の実施”、“自己評価、関係者評価等を通じた運営改善”などの取組を推進します。

## 第6章 計画の推進

---



## 第6章 計画の推進

### 1 計画・事業の周知

本計画は子育てに係る関係者をはじめ、多くの町民の理解・協力が重要であることから、町が活用している様々な媒体を活用して、広く町民に知らせていきます。

また、子ども・子育て支援の新制度について、わかりやすく知らせていくことが、各種サービスの活用につながり、充実した子育てに結びつくと考えられるため、利用者の視点にたった情報提供に努めていきます。

### 2 関係機関との連携・協働

質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を実施するためには、教育・保育施設、地域型保育事業を行う事業者等が相互に連携し、協働しながら地域の実情に応じた取組を進めていく必要があります。

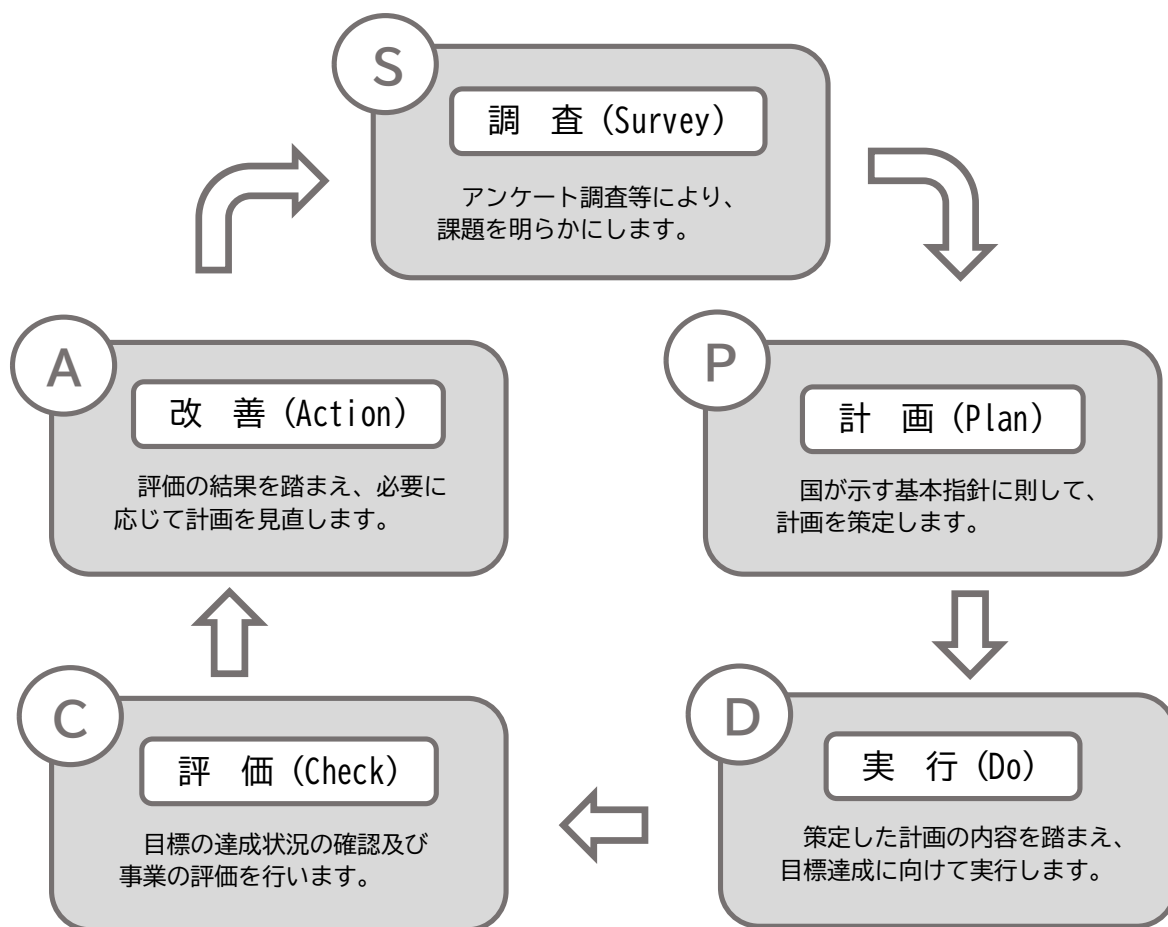
また、妊娠・出産から子育てまで切れ目ない支援を行うためには、医療や保健、教育・保育、地域の子育て支援機能の維持及び確保等を図るため、子ども・子育て支援を行う者同士相互の密接な連携が必要です。町は、これらの関係機関と積極的に関わることで、円滑な連携が可能となるよう取り組んでいきます。

### 3 計画の実施状況の点検・評価

毎年度、各事業の進捗状況を調査し、「大郷町子ども・子育て会議」に報告し点検・評価を行い、計画の進行を管理します。また、点検・評価の結果については、広く住民への周知に努めます。

なお、計画と実績に乖離がある場合や、国の制度改正による事業の変更・新設等がある場合には、「大郷町子ども・子育て会議」における協議を踏まえ、本計画の見直しを行います。

図表 SPDC Aサイクル



## 資料編

---



# 資料編

## 1 計画策定までの経過

年度	開催日	回	内容
令和5年度	令和6年2月20日	令和5年度 第1回	・「大郷町第3期子ども・子育て支援事業計画」策定のためのアンケート調査内容の検討
令和6年度	令和6年4月15日～4月30日		大郷町第3期子ども・子育て支援事業計画策定のためのアンケート調査 【調査対象】 12歳以下の子どもを持つ保護者 570人 18歳以上39歳以下の町民 1,055人
	令和6年8月26日	令和6年度 第1回	・アンケート調査結果について ・「大郷町第2期子ども・子育て支援事業計画」の実績について ・大郷町の子ども・子育てを取り巻く状況について ・「大郷町第3期子ども・子育て支援事業計画」骨子案について
	令和6年10月29日	令和6年度 第2回	・「大郷町第3期子ども・子育て支援事業計画」素案について①
	令和6年12月12日	令和6年度 第3回	・「大郷町第3期子ども・子育て支援事業計画」素案について② ・パブリックコメントについて
	令和7年1月8日～1月17日		・パブリックコメントの実施
	令和7年2月12日	令和6年度 第4回	・パブリックコメントの結果について ・「大郷町第3期子ども・子育て支援事業計画」の承認

## 2 大郷町子ども・子育て会議条例

平成 25 年 9 月 20 日

条例第 29 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 72 条第 1 項の規定に基づき、同項の合議制の機関として、大郷町子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(定義)

第 2 条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(組織)

第 3 条 子ども・子育て会議は、委員 13 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育てに関し学識経験のある者
- (3) 子ども・子育てに関する事業に従事する者
- (4) その他町長が特に必要と認める者

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、3 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 5 条 子ども・子育て会議に会長及び副会長 1 人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 子ども・子育て会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第 7 条 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(庶務)

第8条 子ども・子育て会議の庶務は、町民課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

(特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和41年大郷町条例第7号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

### 3 大郷町子ども・子育て会議委員名簿

(敬称略)

区 分		団体名等	氏 名	備 考
1	子どもの保護者	中学校 PTA 会長	小野 綾	R6.5.20～
2		小学校 PTA 会長	高橋 秀美	R6.5.20～
3		児童クラブ保護者会代表	寺嶋 杏奈	R6.5.20～
4	学識経験のある者	主任児童委員	村山 あや子	
5		主任児童委員	庄司 照美	副会長
6		人権擁護委員	三田村 道雄	会長
7	事業に従事する者	中学校校長	菊池 信行	R5.11.1～
8		小学校教頭	菅原 多恵	R6.4.10～
9	その他、町長が特に必要と認める者	こども園長	鎌田 真智子	
10		NPO みやぎ・せんだい 子どもの丘理事長	平山 乾悦	

## 4 用語解説

用語	概要
認定こども園	幼稚園と保育施設の機能を併せ持つ施設のことです。
小規模保育施設	市町村の認可を受けた定員が概ね6～19人の施設のことです。
1号認定	お子さんの年齢が3～5歳で保育を必要とする事由に該当しない場合の認定区分のことです。利用できる施設は幼稚園、認定こども園になります。
2号認定	お子さんの年齢が3～5歳で保育を必要とする事由に該当する場合の認定区分のことです。利用できる施設は認定こども園、保育所になります。
3号認定	お子さんの年齢が0～2歳で保育を必要とする事由に該当する場合の認定区分のことです。利用できる施設は保育所、認定こども園、地域型保育になります。
一時預かり（幼稚園型）	1号認定の在園している子どもを、教育時間終了後や長期休業中等に一時的に預かる事業のことです。
一時預かり（一般型）	在園していない子どもを、私用など理由を問わずに一時的に保育する事業のことです。
子育て支援センター	未就学児と保護者を対象に育児相談・支援を行う施設で、主に育児相談や、施設を自由に利用できる広場を実施するほか、毎月、さまざまな事業を行っています。
ファミリー・サポート・センター	地域住民が子どもを預かる事業のことです。
こども家庭センター	全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関のことです。妊娠届から妊産婦支援、子育てやこどもに関する相談を受けて支援をつなぐためのマネジメント等を担います。
児童館	児童福祉法第40条に規定する児童厚生施設の1つで、地域において児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操をゆたかにすることを目的とする児童福祉施設のことです。
放課後児童クラブ	児童福祉法第6条の3第2項の規定に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室や児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図るものです。
放課後児童対策パッケージ	放課後児童対策の一層の強化を図るため、こども家庭庁と文部科学省が連携し、予算・運用等の両面から集中的に取り組むべき対策としてとりまとめたもののことです。
ヤングケアラー	本来大人が担うような家事や家族の世話などを日常的に行っている子どものことです。責任や負担が大きくなることで、学業や友人関係などに影響が出てしまうことがあります。

## 大郷町第3期子ども・子育て支援事業計画

令和7年3月

発行：大郷町町民課

編集：こども健康室

〒981-3592

宮城県黒川郡大郷町粕川字東長崎31-7

TEL：022-359-3030 FAX：022-359-8022

URL：<https://www.town.miyagi-osato.lg.jp/>



大郷町

